

能力を活かし、いきいきと働けるまち

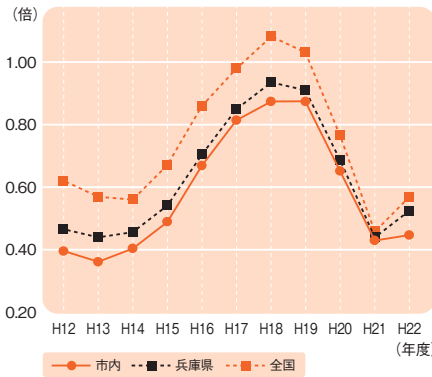
市民が安心して働き、自立した安定的な暮らしを送ることができるよう、また、市内企業にとって将来の事業運営を担うべき優れた人材を確保できるよう、企

業等の協力を得ながら、市民自らが職を得て働く力を高め、働く機会を得るため支援するとともに多様な働き方を支える環境づくりを進めます。

1 施策を考える背景

- 厳しい経済状況や産業構造の変化を受け、非正規雇用の増加や女性の社会進出など、雇用形態の多様化や就労環境の変化が進んでいるなかで、本市の有効求人倍率は、全国・兵庫県と比較すると低い状況が続いています。
- 市民が安心して仕事に就き、働き続けることができるよう、就労希望者自身の就職力を高めるとともに雇用する側である企業等が求める人材像と就労希望者との間におけるミスマッチを解消していくことが必要です。
- また、本市には中小企業が多く集積していますが、これらの企業の魅力が就労希望者に十分に伝えられていない状況があり、企業の人材確保に対する支援が必要となっています。
- このような個別の企業や就労希望者のニーズに対応していくためには、国等による全国共通の取組に加え、地域実情を踏まえた、よりきめこまやかな取組が求められています。
- また、多様化する働き方に対応していくため、企業等には就労希望者が安心して働くことができる環境づくりに努めることが必要です。加えて、若年層における早期離職といった課題も発生しており、就労に対する支援だけでなく、若い世代の職業観の形成や就職した後の定着支援も必要となっています。

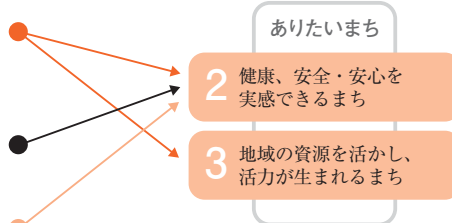
有効求人倍率の推移



- 雇用の維持・創出は、地域経済の活性化や教育・子育てで支援など、さまざまな分野と連携した複合的な取組が求められるとともに、行政による取組だけでは解決が難しい課題であることから、今後は企業やハローワーク等の関連機関はもとより、教育機関や地域活動に取り組むさまざまな主体等との連携を強化し、協力しながら総合的な施策を講じていくことが重要です。

2 施策の展開方向

- 1 企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。
- 2 就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。
- 3 多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。



3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 企業等は、求める人材や働く場としての魅力について積極的に情報発信します。
- ② 就労希望者は、働く意欲を持って自ら積極的にスキルアップに取り組みます。
- ③ 企業等は、就労希望者に対する研修やインターンシップに協力し、就労希望者のスキルアップを支援します。
- ④ 企業等は、労働者が安心して働き続けられる環境づくりに努めます。
- ⑤ 企業等は、経営の質を高めるため、従業員の意識啓発や人材育成研修に努めます。

行政

■ 雇用と就労のマッチングの推進 (⇔①)

- 企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、ハローワーク等の関連機関との連携を図りながら、求人の開拓や、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。
- 企業や高校、教育機関等と連携した職業体験等を通じて、若い世代の職業観の形成に取り組みます。
- 優れた技術を持つ製造業など、魅力ある市内企業に対して、企業情報や雇用・就労に関する情報発信、合同就職説明会の実施等により、人材の確保を支援します。

■ 就労希望者の就職力向上の支援 (⇔②③)

- 就労希望者の就職力を高めるため、企業等と連携しながら、研修や職場体験を通じた意識啓発・ビジネススキル向上等の人材育成、就職サポート等に取り組み、就職力の向上を支援します。
- キャリアコンサルティングやキャリアアカウンティング等により転職やスキルアップ、就職以後の定着に向けた支援に取り組みます。

■ 多様な働き方を支える環境づくり (⇔④⑤)

- 労働者や事業主を対象として、雇用や労働に関する相談事業を実施します。
- 国や県、各種団体等による雇用や労働に関する情報を集約し、市民や企業が利用しやすいようにポータルサイト等により発信します。

4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
尼崎市の職業紹介においてマッチングできた件数	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市が実施する職業紹介の結果、求人企業と就労希望者をマッチングできた件数です。 ● 市内での就労を促進できた指標として、増加をめざします。 	14件 (平成23年10月～)	↑
雇用・就労相談の件数	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域雇用・就労相談窓口における相談件数です。 ● 相談件数は、施策の大きな目的を踏まえると減少することが望ましいですが、現在の厳しい経済状況や雇用状況下においては、労働者が安心して働き続けることを支援していくため、この計画期間においては相談の充実や情報発信に努め、指標の増加をめざします。 	1,029件 (平成23年度)	↑

勤労観・職業観を
教育・学習内容の充実
はぐくむ

→No.3
学校教育

保育サービスの充実や、
地域の子育て力の向上支援

→No.4
子ども・子育て

地域経済の活性化による雇用の創出

→No.15
地域経済の活性化

施策15 地域経済の活性化

地域経済の活性化によるにぎわいのまち

本市のものづくり都市としての発展を支えてきたさまざまな社会経済活動が、相互に関連しあひながら地域を支え続け、産業と環境が共生できるように、ものづくり産業の技術開発支援や操業環境の維持・保全

に努めます。また、市民生活を支える商業活動の支援を進めることで、人・資金・情報が活発に行き交う地域経済の活性化に取り組みます。

1 施策を考える背景

- ものづくり産業都市として、わが国の経済成長に大きく貢献してきた本市は、高度な技術を有する重層的複合的な産業集積、さまざまな研究施設、利便性の高い交通網等の優位性を有していますが、経済活動のグローバル化に伴う外国企業との競争の激化や、国内の社会構造の変化により、厳しい環境にあります。
- また、中小企業の新規技術開発の停滞や、高齢化の進行に伴う後継者不足、工場跡地の住宅や商業施設への転用に伴う既存事業所の操業環境の悪化等が、ものづくり産業の良好な事業活動の継続に影響を与えることが懸念され、その対策が重要となっています。
- 中央・三和・出屋敷地区をはじめとした市内の商業集積地は、市民の生活を支えています。消費者の価値観や嗜好、流通経路や取引形態の多様化に伴って消費行動が多様化するなかで、売上減少や、店舗の老朽化、空店舗の増加、後継者不足等により商業活動の継続が難しくなっている市場・商店街も見られます。
- ものづくり産業をはじめとする市内企業の事業活動や、地域での市民生活に欠かすことができない商業

製造品出荷額等の推移（工業統計より）

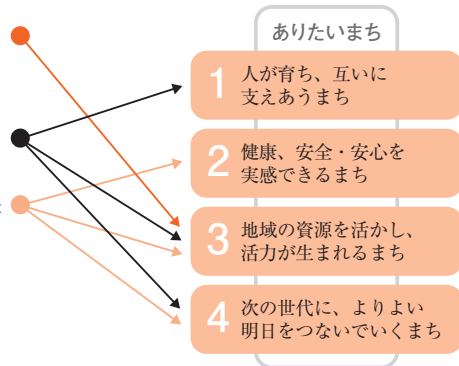
	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数(箇所)	1,032	912	840
従業員数(人)	39,745	36,661	35,533
製造品出荷額(百万円)	1,658,534	1,359,092	1,502,616

活動等が、将来にわたって地域を支え続けていくためには、これまでに培ってきた技術やつながり、人材といった有形無形の資源・蓄積を活かしながら、ニーズの多様化やライフスタイルの変化に迅速に対応していくことが課題です。

- 地域の社会経済を活性化する新たな担い手として、ソーシャルビジネスの活動が期待されています。これらは事業活動として、高齢化への対応や環境問題等さまざまな社会的課題の解決に取り組むものであり、地域での新たな産業や雇用の創出、地域経済の活性化への寄与が期待できます。

2 施策の展開方向

- 1 地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。
- 2 環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。
- 3 地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。



3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 事業者は、事業活動を積極的に行うとともに施設・設備の積極的な投資に努め、市内における雇用機会の拡大に努めます。
- ② ものづくり産業の振興が地域経済の発展と雇用機会の創出により市民生活の向上につながることを理解するとともに、ものづくり産業の振興に協力するよう努めます。
- ③ 市民・事業者は、工業系用途地域における低未利用地や遊休地等の所有資産の事業用途への積極的な活用に努めます。
- ④ 事業者は、地域社会の一員として社会的責任を自覚し、地域社会と調和を図りながら共生していきます。
- ⑤ 事業者は、環境に配慮したものづくりを行います。
- ⑥ 市場・商店街が食料品等の商品・サービスの提供や地域交流の場となることで日々の暮らしを支えていることを意識し、地域経済の循環を心がけます。
- ⑦ 事業者は、意欲をもって市民や地域のニーズを捉えた事業活動に努めるとともに、個々の市場・商店街の特徴を活かして地域に根差した取組を行い、地域とともに支えあう市場・商店街づくりを進めます。

行政

- **ものづくり産業の競争力強化に向けた支援** (⇔①②③⑤)
 - 環境関連・生活関連・ロボット・ナノテクノロジー・バイオ等の新規成長分野産業の成長促進、技術開発・マーケティング・情報発信等の支援、信用保証等の金融支援を進めます。また、産学公交流による新たな事業展開、他の産業集積都市との連携による技術交流や取引拡大等に取り組みます。
- **ものづくり産業の集積の形成・維持・保全と活性化** (⇔①③⑤)
 - 本市の立地優位性等の情報発信による企業誘致、事業所の新規立地や増設・建替等による新たな産業や事業高度化を誘導する環境づくり、住工混在の防止等による既存産業集積地における操業環境の維持・保全等に努めます。
- **環境と産業の共生による地域経済の活性化** (⇔②④)
 - 「ECO未来都市・尼崎」宣言を行った市内産業団体等と連携して、持続的な循環型社会をめざす産業活動を構築し、支援します。また、環境に配慮した事業活動や新たな環境ビジネスによる起業・産業化の支援等を進めていきます。
- **次世代のものづくり産業を担う人材の育成** (⇔①②)
 - 起業家育成の支援やこれまで培われたものづくり技術の継承に取り組むほか、将来のものづくりを支える人材の育成をめざし、工場見学や体験の機会により子どもや若い世代の興味と関心を高くします。
- **地域社会を支える事業活動の支援** (⇔①②④⑥⑦)
 - 空店舗の有効活用やイベントの実施等の商業活性化に向けた意欲ある事業者への支援を実施するとともに、市場・商店街等商業振興の施策のあり方についての検討等に取り組みます。
 - ソーシャルビジネス等地域での新たな事業活動の活性化方策、地域と企業の連携促進等の検討に取り組みます。

4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
市内製造業の製造品出荷額(工業統計)	●市内における製造業の事業活動の活発さを測るため、工業統計における製造品出荷額を指標とします。 ●ものづくり産業の競争力を高める取組を進めることを通じて、指標の増加をめざします。	1,502,616 百万円 (平成22年)	↑
市内で、便利で魅力的な買い物ができていると思う市民の割合	●市民意識調査において、「市内において、便利で満足のいく買い物ができている」と回答した市民の割合です。 ●市内での消費活動・地域経済の循環の状況を示す指標のひとつとして捉え、増加をめざします。	80.7%	↑

Link

勤労観・職業観を幅広く
教育・学習内容の充実

→No.3
学校教育

雇用と就労マッチングの推進、
就労力向上の支援

→No.14
就労支援

環境に配慮した事業活動や
環境産業の支援

→No.18
環境保全・創造

人をひきつける魅力があふれるまち

市民が尼崎の魅力やよいところを知るとともに、多様な文化的背景を持つ人々による自由な交流が広がり、新たなものを生み出す創造力と活力にあふれたま

ちづくりを進めることで、多くの人が訪れたい、働きたい、住みたいと思う魅力あるまちをめざします。

1 施策を考える背景

- 産業都市や城下町など、多様な顔を持つ本市には、寺町に代表される歴史的資源や工場・運河等の産業観光資源、中央・三和・出屋敷商業地区をはじめとする商業集積など、独自性が高い地域資源を有しています。
- また、これらの資源を活かした活発な市民活動や、これまでの文化振興の取組により根付いてきた、本市ゆかりの「近松」をテーマとした文化活動等も加え、潜在している「まちの魅力」を発見・再認識し、市民自らが地域に愛着と誇りを持つことが大切です。
- まちの魅力と活力を高めていくため、尼崎市総合文化センターやピッコロシアターといった既存の文化芸術の拠点、これまでがくんできた市民文化活動や国際交流活動等を活かしながら、文化の担い手の連携や地域文化の保存や発信に努め、活性化させていくことが必要です。
- 尼崎で生活している市民が感じている、まちとしての魅力やよさが、市外に向けては十分に発信できていない面があります。こうした本市の魅力在市外に向けて効果的に情報発信し、まちのイメージの向上に積極的に取り組んでいくことが課題です。



2011近松ナウ

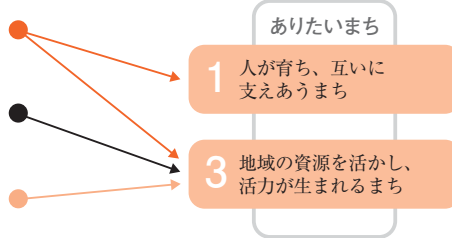
ホームステイ先でのひと時(アウクスブルク)



寺町を案内するボランティアガイド

2 施策の展開方向

- 1 地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。
- 2 まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。
- 3 地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。



3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 文化事業や地域の催しへの積極的な参加等を通して、身近なまちの魅力再認識・発見するよう努めます。
- ② 一人ひとりがプロモーション役として、わがまちの魅力を伝えるよう努めます。
- ③ さまざまな活動を行うに当たっては、まちの魅力アップや活性化を意識します。
- ④ 事業者は尼崎ならではの魅力を備えた商品やサービスの提供に努めるとともに、これらの積極的な情報発信を行います。
- ⑤ 国際交流の機会を活用します（姉妹都市、友好都市の相互訪問や留学生・訪問団のホームステイ受入等）。

行政

- **地域文化を創造する次代の担い手の育成や連携の促進 (⇔①)**
 - 近松に代表される文化芸術や地域文化の蓄積を大切にしながら、その魅力を若い世代等に伝え、文化資源の保存・活用や文化活動を行う市民や事業者の連携を促進します。
- **地域の資源を活かした新たな魅力づくり (⇔①③④)**
 - 尼崎ならではの資源や特性を見つけ、組み合わせや加工、見せ方等を工夫して価値を高めます。
- **戦略的な情報発信によるまちのイメージの向上 (⇔②③④)**
 - ボランティアガイド等の地域活動に取り組む市民グループや、地域に根差した事業者など、地域の多様な主体をつなげて、まちの魅力を発信するネットワークづくりを進めます。
 - まちの魅力を戦略的かつ効果的に発信する「シティプロモーション」に取り組みます。
- **尼崎への愛着と誇りの醸成 (⇔①②③④)**
 - 市民や事業者が日々の暮らしや事業活動の中で見出した地域の資源や魅力を、自ら磨いて活用していく取組を支援します。
- **地域資源を活用した市内外の交流推進 (⇔②⑤)**
 - 市外からの来訪者が尼崎の地域資源に直接触れ、魅力を実感する機会を増やすために「来訪者の動き」を意識して、地域の資源をつなげていきます。
 - 姉妹都市・友好都市をはじめとする諸外国との市民主体の交流支援、外国人市民への情報提供や文化・スポーツ・教育・環境・経済等さまざまな分野での交流に取り組みます。

4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
市民ボランティアガイドの案内者数	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ボランティアガイドが、寺町や近松の里等を案内した人の数です。 ●市民自ら、わがまちの魅力を伝えることによるプロモーション役としての取組の指標として、増加をめざします。 	2,040人 (平成23年度)	↑
尼崎市のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●市民意識調査において、「尼崎市の都市イメージがよくなった」と回答した市民の割合です。 ●まちの魅力を戦略的に発信できたかを測る指標として、都市イメージの向上をめざします。 	35.4%	↑
市内の観光客入込客数	<ul style="list-style-type: none"> ●博物館、公園等の観光拠点やホテルの利用者、祭りの参加者等の数であり、地域にどれだけの来訪者があったかを示す指標です。 ●市内での活発な地域活動や情報発信が行われ、市域外とどれだけ交流が行われたかを測る指標として、増加をめざします。 	1,855,615人 (平成22年度)	↑

市内外の活発な交流による地域経済の活性化

→No.15 地域経済の活性化

歴史遺産の保存と活用、地域への愛着と誇りを育てる

→No.17 地域の歴史

誇りや愛着を持つる活力のある美しいまちづくり

→No.19 住環境

歴史遺産を守り活かすまち

市民共有の貴重な財産である文化財や歴史資料を調査・保存し、引き継いでいくとともに、これら地域資源の魅力を広く発信していくことにより、市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存している数多く

の史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることができるとまちをめざします。

1 施策を考える背景

- 中世には港町、江戸時代には阪神間唯一の城下町、近代以降は産業都市として発展するなど、本市は弥生時代以来2000年以上にわたる豊かな歴史・文化があり、また、その歩みを今に伝える史跡や文化財を始め、各時代のさまざまな歴史資料、産業遺産等が残されていますが、これらは市内外に十分に知られているとはいえません。
- 文化財や歴史資料等の固有の地域資源をより良い形で将来につなぎ、活用していくためには、地域全体で保全活動等に取り組む必要があることから、地域の歴史に関する活動ができる環境や、子どもの頃から歴史を学ぶ機会を整えていくことが課題となっています。
- 地域資源を活かしたまちづくりを進めていくためには、多くの人が思いを持ってかかわる必要があることから、地域に対する誇りや愛着を醸成していくことが課題となっています。

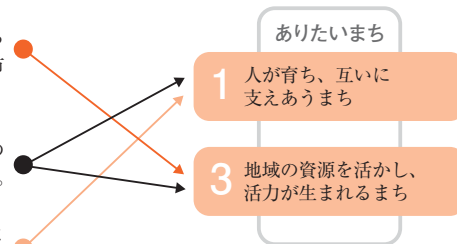
指定・登録文化財数

区分	指定	登録	合計
国	10	10	20
県	11		11
市	40		40
合計	61	10	71

平成24年3月31日現在

2 施策の展開方向

- 1 文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。
- 2 地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。
- 3 住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。



3 各主体が取り組んでいくこと

- 市民・事業者**
- ① 埋蔵文化財の保全や地域の歴史に関する調査に協力します。
 - ② 地域ぐるみで史跡・文化財を守るとともに、観光資源として活用していきます。
 - ③ 積極的に地域の歴史や文化財に触れる催しに参加します。
 - ④ 地域の歴史に関心を持ち、数多くの史跡・文化財に触れる機会を通して、理解と愛着を深めます。
 - ⑤ 特に将来を担う子どもたちに地域の歴史等の魅力をしっかりと伝えていきます。
- 行政**
- **歴史遺産の保存と活用 (⇔①②)**
 - 埋蔵文化財の保全・調査、地域の歴史や文化財に関する調査研究・資料収集、調査研究成果の情報発信等に取り組みます。
 - 史跡・文化財や歴史資料等の各種収集資料の保存・公開、観光資源としての活用等に取り組みます。
 - **地域の歴史に関する学習機会の提供 (⇔③)**
 - 市民が地域の歴史や文化財に触れる機会の提供（歴史講座・見学会・体験学習会の開催等）、歴史学習に関するボランティアの養成、市民グループ等との連携、市民が歴史を調べ学ぶことのできる拠点施設の整備等に取り組みます。
 - **住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育てる (⇔④⑤)**
 - 学校や社会教育施設、市民グループ等との連携による歴史・文化に触れる学習機会や場の拡充等に取り組みます。

4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
文化財や歴史に関するボランティアの活動者数	● 文化財や歴史資料の保存活用及び歴史学習に関するボランティア活動に参加した1年間の延べ人数から、歴史や文化財に対する関心の度合いを測る指標です。関心を高め、地域への理解を深めるために参加者の増加をめざします。	2,098人 (平成23年度)	↑
主催事業の参加者数	● 文化財施設で1年間に実施した事業の参加者数から、歴史や文化財に対する関心の度合いを測る指標です。歴史講座や体験学習会、展示会等を積極的に開催することにより市内外の人々や児童が身近に歴史や文化財に触れられる機会や場の拡充をめざします。	12,926人 (平成23年度)	↑
尼崎の歴史に関心を持っている市民の割合	● 市民意識調査において、「尼崎の歴史に関心を持っている」と回答した市民の割合です。	56.0%	↑

分野別計画等 → 城内地区まちづくり基本指針（H20年度～）

市民の生きがいづくりや交流の推進

→No.2 生涯学習

地域資源を活用した教育・学習内容の充実

→No.3 学校教育

地域資源を活用した市内外の交流促進

→No.16 文化・交流

環境と共生する持続可能なまち

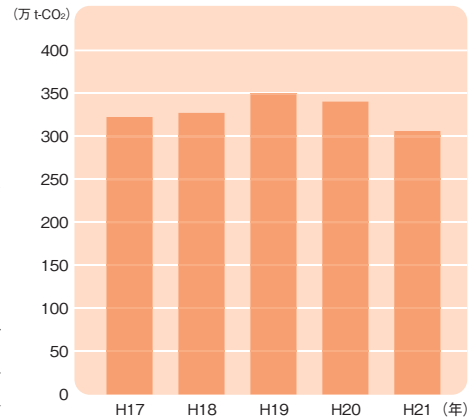
市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全等に取り組み、良好な環境や限りある

資源を享受できるまち、「環境と共生する持続可能なまち」をめざします。

1 施策を考える背景

- 本市の環境は、これまでの活発な市民活動、事業者や行政の取組により、大きく改善されてきました。現在においても、例えば、猪名川自然林の保全活動に取り組む市民や、環境に配慮した事業活動を営む企業等により、さまざまな環境活動が行われています。
- こうした取組やその成果を情報発信していくとともに、より活性化させていくため、人材の育成や、さまざまな活動のネットワークを広げていくことが課題です。
- 公害の歴史等を踏まえつつ、生活環境の保全はもとより、温室効果ガスの削減や、循環型社会への転換など、環境への負荷低減に向けて、事業活動や家庭での日常生活等といったさまざまな側面からの取組を自発的に進めることが課題です。
- 身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響をみんなが認識し、生物多様性の保全を図っていくことが必要です。特に、早くから都市化が進んだ本市においては、これまでの保全活動により、守られてきた貴重な自然林や、新たに創造さ

二酸化炭素排出量の推移



れる臨海部の緑地等の自然環境を次の世代へ継承していくことが課題です。

2 施策の展開方向

- 1 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。
- 2 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。
- 3 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。

ありたいまち

- 1 人が育ち、互いに支えあうまち
- 2 健康、安全・安心を実感できるまち
- 3 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
- 4 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 地球温暖化の防止や循環型社会の形成等について学び、自ら行動します。
- ② ごみの発生・排出の抑制に努め、排出されるものについては再資源化やエネルギーの有効活用のために、分別の徹底に取り組みます。
- ③ 省資源・省エネルギーの取組や自然エネルギーの利用、壁面緑化や屋上緑化等によるヒートアイランドの抑制など、低炭素型まちづくりに向けた取組を進めます。
- ④ エコドライブ運転や環境に配慮した物品の購入など、環境に配慮した生活スタイルを心がけます。
- ⑤ 身近な自然や生き物を大切にすほか、自然観察や環境保全活動の参加等を通して、生物多様性の保全に取り組みます。

行政

- **環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成** (⇔①②③④⑤)
 - 普及啓発活動の推進、環境関連情報の集約と発信、環境保全に取り組むコミュニティの醸成等に取り組みます。
- **地球温暖化問題への対応** (⇔③④)
 - 自然エネルギーの公共施設への率先導入や家庭及び事業所での利用促進、環境マネジメントシステムの活用、環境に配慮した事業活動の支援、環境産業の支援等を進めます。
- **循環型社会の形成** (⇔②)
 - 効率的かつ持続可能な一般廃棄物の処理システムの構築、未活用の資源やエネルギーの活用方策の検討等を進めます。
- **生活環境の保全** (⇔④)
 - 事業所等への指導・規制や環境監視等を適正に行います。
- **自然環境・生物多様性の保全** (⇔⑤)
 - 自然観察や体験学習等の環境保全活動の推進や支援等に取り組みます。

4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
市内における二酸化炭素の年間排出量	●市内から排出される温室効果ガスのうち、99%が二酸化炭素です。 ●低炭素型のまちづくりを進めることにより、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいきます。	3,043 千t/年 (平成21年)	↓
市民1人1日当たりのごみの排出量	●市民1人1日当たりの「燃やすごみ」の排出量についての指標です。本市では、「燃やすごみ」の排出量を、平成21年度実績520(g/人・日)から、平成32年度に480(g/人・日)まで減らすことをめざしています。 ●この目標の達成など、ごみの焼却対象量を減らすことで、平成37年に耐用年数を迎える焼却施設の建替えが不要となります。	509 g/人・日 (平成22年度)	↓
身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	●市民意識調査において、「生物多様性の保全を意識した取組を行っている」と回答した市民の割合です。	56.2%	↑

分野別計画等

環境基本計画 (H15～37年度)、第2次地球温暖化対策地域推進計画 (H23～32年度)、第2次環境率先実行計画 (H23～32年度)、一般廃棄物処理基本計画 (H23～32年度)、分別収集計画 (H23～27年度)、緑の基本計画 (H11～30年度)、尼崎21世紀の森構想 (H14年度～)

環境活動などに取り組む地域コミュニティの形成・活性化

→No.1 地域コミュニティ

環境と産業の共生による地域経済の活性化

→No.15 地域経済の活性化

公園緑地などの維持・整備

→No.19 住環境

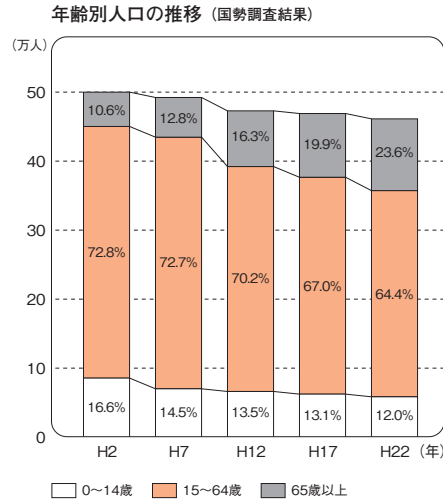
暮らしやすく快適な住環境を備えたまち

市民が快適さと暮らしやすさを実感し、安心して住み続けられるまちを実現していくため、市民自らに関心を持ち、身近な地域でのつながりを活かしながら、

住まいの質の向上や美しいまちなみの保全・活用等に取り組むことで、誇りや愛着を持つことができる良好で魅力ある住環境をめざします。

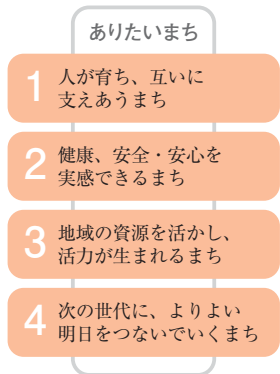
1 施策を考える背景

- 魅力ある住環境やまちなみを形成・維持し、まちの魅力を高めていくためには、地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていける環境をつくっていく必要があります。
- 子育てファミリー世帯の市外転出超過傾向や高齢化の進展等が見られるなか、最低敷地面積の引き上げやバリアフリー性能の向上など、快適に安心して住み続けることができるよう、住環境面からの取組が必要です。
- 公園緑地・市営住宅等の老朽化が進んでおり、耐震化の推進や維持管理経費の抑制等が課題となっています。
- 身近な住環境を改善し、まちの魅力の向上を図るため、公園緑地や住宅等の既存ストック全般が将来にわたって活用されるしくみづくりや、ハード・ソフト両面からの住環境の整備が課題です。



2 施策の展開方向

- 1 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていける環境づくりを進めます。
- 2 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組めます。



3 各主体が取り組んでいくこと

- 市民・事業者
- ① 景観や近隣との調和に配慮したまちなみの形成に努めます。
 - ② 都市景観に関心を持つとともに、緑化等の身近な住環境の向上のためにできることに取り組みます。
 - ③ 地域の特性に応じた地区計画等によるまちづくり、地域にある施設の維持管理や利用方法のルールづくり等に取り組めます。
 - ④ さまざまな年代・立場の人に適した住環境の形成を図るため、ライフステージに応じた良質な住宅の供給や住まいに関する情報の共有に努めます。
 - ⑤ 各種制度の活用や条例・規則を遵守することにより、住環境の質の向上を図ります。

- 行政
- 誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくり (⇔①②)
 - 市民や事業者等と連携して、都市美形成の推進や景観資源の保全・活用や効果的な情報発信に取り組めます。
 - 市民が地域の住環境に関心を持ち、交流・協力してまちづくりに取り組める環境づくり (⇔①②③④⑤)
 - 地区計画等の制度の活用が進むようノウハウの提供に努めます。
 - ワークショップ等の手法を活用した公園緑地の整備、住まいに関するネットワークづくりを進めるなど、地域住民主体の取組を支援します。
 - 子育てファミリー世帯を中心とする市民の居住促進を図るため、ゆとりある敷地の形成や住宅の質の向上に取り組めます。
 - 市民主体のルールづくりや規制・誘導による良好な住環境の継承 (⇔①③④⑤)
 - 住環境の保全や向上を目的とした地区計画等の活用による地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを支援します。
 - 都市計画制度や住環境整備条例等を活用した規制・誘導等により、住環境の質の向上に取り組めます。
 - すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保 (⇔④⑤)
 - 耐震化やバリアフリー化の促進に取り組めます。
 - 公園緑地・住宅等の維持・整備・更新 (⇔④)
 - 公園緑地・市営住宅の長期的な視点に立った効率的な維持管理や整備、耐震化、建替え等を進めます。
 - 民間住宅における適切な維持管理やリフォーム等によるストックの有効活用が進むよう支援します。

4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民意識調査において、「現在の住まいをはじめとする住環境は快適で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。 ● 市民が暮らしやすいと実感できるまちづくりを進めます。 	82.8%	↑
新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内で新規建設される分譲住宅の床面積100㎡以上(分譲マンションは75㎡)の住戸数の割合を測る指標です。 ● 子育てファミリー世帯に適した良質な住宅の面積の指標として、住生活基本計画(全国計画)に基づく3人世帯の誘導居住面積水準を用いています。 ● 良質な住宅の普及を促進していくため、指標の向上をめざします。 	48.5% (平成22年度)	↑

分野別計画等 → 都市計画マスタープラン (H9～29年度)、都市美形成計画 (H24年度～)、住宅マスタープラン (H23～32年度)、緑の基本計画 (H11～30年度)

まちづくりに関心を持ち取り組む地域コミュニティの形成・活性化

→No.1 地域コミュニティ

身近な自然環境や生活環境の保全

→No.18 環境保全・創造

都市基盤の整備・維持による安全空間の創出

→No.20 都市基盤

安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち

市内の道路網の強化や円滑な交通の流れの確保、総合的な地域交通体系の構築、治水機能の強化や密集市街地の改善、防災対策等への市民意識の啓発等

とともに、既存の都市基盤の計画的・効率的な維持管理に取り組み、災害に強く、利便性と安全性が確保されたまちをめざします。

1 施策を考える背景

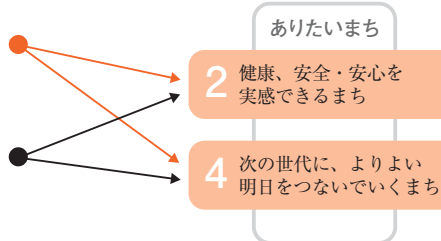
- 地震や豪雨の発生など、災害への不安が高まっているなかで、市民生活を守るため、災害時の避難・復旧活動等重要な役割を果たす道路や治水機能の強化に資する河川・下水道施設など、これらの都市基盤の防災対策が求められています。
- 道路施設や下水道施設など、これまで整備を進めてきた都市基盤の老朽化が進み、更新時期を迎えることから、計画的・効率的な改修・更新が課題となっています。
- 災害等への対応力を高めるため、行政による施設面での整備だけでなく、市民や事業者自らが主体的に災害等に対する意識と知識を持ち、向上させることが必要です。
- 平坦な地域に恵まれ自転車の利用に適した環境にある本市においては、交通ルール遵守に対する意識及びモラルの低下により、自転車の交通事故の増加や放置自転車が多くなっていることなど、交通環境の悪化が課題となっています。
- 都市基盤の適切な整備・維持管理に加えて、市民生活や経済活動を支えていくため、公共交通を中心とした総合的な地域交通体系を構築していくことが求められています。



長洲久々知線立体交差事業(平成24年3月)

2 施策の展開方向

- 1 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。
- 2 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。



3 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者

- ① 道路や側溝の簡易な清掃など、身近な都市基盤の維持管理に努めます。
- ② 地域住民が主体となったコミュニティを形成し、まちづくりのルールを自ら定め共有することで、災害に強いまちづくりに努めます。

行政

■ 都市基盤の整備・維持による安全空間の創出

- 道路・橋梁・河川・水路・上下水道施設等の必要な整備・改修、既存施設の耐震化、密集市街地の改善や既成市街地における都市基盤の更新に取り組み、利便性と安全性を備えた空間の創出に努めます。
- 自転車・歩行者空間等道路交通等の安全確保や快適化に市民や事業者、関係機関等との連携を図りながら取り組みます。
- 市民生活を支え、まちづくりと統合した公共交通を中心とした交通体系の検討に取り組みます。

■ 適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減

- 都市基盤の計画的・効率的な改修により、長寿命化や予防保全に努め、維持管理経費の平準化や低減等に取り組みます。

■ 市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承 (⇔②)

- 地域の課題意識の共有化を図るとともに、地域住民が自ら定めたまちづくりのルールに基づく防災性の向上を目的とした地区計画の策定支援等に取り組みます。

4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合	●市民意識調査において、「道路施設や上下水道施設等の都市基盤が整い、利便性が高く安全で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。	80.5%	↑
災害に強い道路網の整備	●市内の都市計画道路の整備率です。 ●通常時には、地域住民の通勤・通学等の安全空間を確保し、災害時には、緊急物資輸送路や避難路、救急医療施設への搬送時間を短縮するなど、災害時に強い道路網の確立をめざします。	84.8% (平成22年度末)	↑

分野別計画等

都市計画マスタープラン(H9～29年度)、耐震改修促進計画(H20～27年度)、都市計画道路整備プログラム(H15～30年度)、水道・工業用水道ビジョンあまがさき(H22～31年度)、下水道中期ビジョン(H24～33年度)

5 主要取組項目

この計画は、「策定の趣旨」で示したように、行政が施策として取り組むことを中心として、市民や事業者の皆さんができること等も含めてまとめたものです

(1) 主要取組項目について

「ありたいまち」を実現していくためには、各論で示したように、さまざまな施策において、取組を進めていかなければなりません。

一方で、まちづくり構想に示すように「人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、そのような状態を将来にわたって持続させていく」ために、未来に向けて重点を置いた取組を進めることが必要です。

(2) 主要取組項目の取扱い

主要取組項目の実施に向けた検討を進め、各年度において、事務事業の選択や再構築を行います。

(3) 主要取組項目に関する施策間の連携

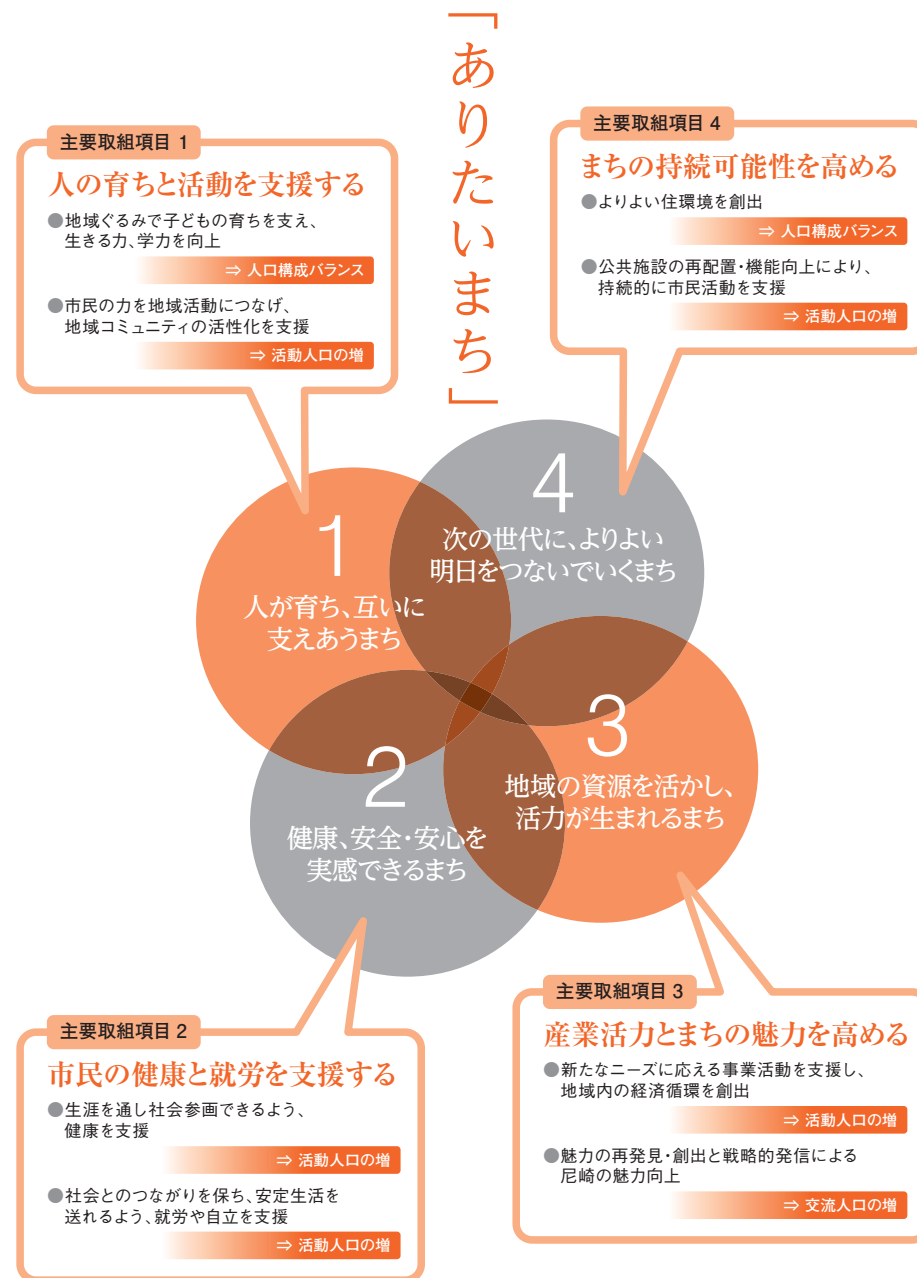
計画の推進に当たっては、それぞれの主要取組項目ごとに、特に関連の深い施策間での連携を図ります。

が、ここでは、「ありたいまち」の実現に向けた取組を進めるに当たって、行政として特に力を入れて取り組むことを「主要取組項目」として示します。

主要取組項目は、各施策における「施策を考える背景」や、巻末の「時代認識と尼崎市の現状」を基に、本市が置かれている状況等を踏まえ、その改善を図るとともに、強みを活かしていくために、計画期間において特に重点的に取り組む項目としてまとめています。

この取組により、まちの活力を高め、結果として、市民全体の暮らしを守ることに繋がっていきたいと考えています。

「ありたいまち」と主要取組項目



～「人が育ち、互いに支えあうまち」に向けて～

1 人の育ちと活動を支援する

- 地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る。
- 市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する。

- 子育てファミリー世帯の転出超過傾向や、ひとり親世帯の増加傾向等が見られるなか、学校、家庭、地域、行政が連携すること等によって、人と人のつながりのある暖かい地域コミュニティのなかで子どもが育つことは、保護者にとって安心であるだけでなく、未来を担う子どもがより社会性豊かに成長することや、地域への愛着をはぐむことにもつながります。
- また、生きる力をはぐむ上で学力は重要な要素です。尼崎の子どもたちの学力は向上していますが、市民意識調査での学力向上に対するニーズは依然として高いという結果が見られます。学習意欲の向上と確かな学力の定着を図ることは、子どもたちの将来を支える基礎となるものであり、ひいては、保護者等の安心や子育てファミリー世帯の定住・転入によるまちの活性化にもつながるものです。
- 高齢化の進行や単身世帯の増加等が見込まれるなか、市民のまちづくりに役立つ力の養成・向上を支援すること等によって、多様なまちづくりの担い手が育つこと、また、主体的に活動し、活躍できる開かれた地域コミュニティが形成されることは、あらゆる世代の意欲向上や生きがいを生み出すものであり、地域福祉の充実にも寄与するものです。
- さらに、日常の地域でのつながりを強くすることは、防犯や防災、減災など、非常時の対応力を高めることにもなります。

～「健康、安全・安心を実感できるまち」に向けて～

2 市民の健康と就労を支援する

- 生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する。
- 社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する。

- 要介護認定率や社会保障費に占める医療費の割合が高いなどの状況が見られるなか、生活習慣の改善を啓発すること等によって病気の予防に取り組み、社会参画を阻害する要因を早期に排除するとともに、健康に関する意識の高揚を図ることは、市民生活の質の向上に大きく寄与するものです。
- 若年層を中心に失業率が高いなか、尼崎の産業資源を活かし、子どもや若年者が職業観を持つ機会を提供することや、雇用ニーズを考慮した職業意識の啓発・能力向上の支援、人材と企業のマッチング等により就労をサポートすることは、市民生活の安定、質の向上に重要な要素です。
- また、生活保護率が上昇傾向にあるなか、やむを得ず就労に至っていない人に対しても、ボランティア活動等を含めて何らかの形で社会にかかわる機会を提供することは、社会からの孤立を防ぐことや就労意欲を喚起することにもつながります。
- これらのことは、高齢化の進行により人口の年齢構成のバランスが変わっていくなかで、ひいては、住民福祉の支え手を増やすことにもつながり、全体として市民生活の安定化につながるものです。

～「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」に向けて～

3 産業活力とまちの魅力を高める

- 社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつながる事業活動を支援し、地域内の経済循環を図る。
- 「まちの魅力」の再発見・創出と、戦略的な情報の構築・発信により尼崎の魅力を高める。

- 産業都市として発展し、産業資源の豊富な本市において、地域における活発な産業活動は、雇用を創出し、市民所得を向上させるなど、まちを元気にする重要な要素です。尼崎市では、産業構造の変化や経済活動のグローバル化に対応し、新たなニーズに応える付加価値の高い産業や環境負荷の低減に資する産業等が発展する素地があります。
- 環境やエネルギーについて市民生活や地域レベルでの取組に関心が高まっていくなか、また、高齢化や生活様式の多様化等により生活関連サービス等の地域でのニーズが高まっていくなか、このようなテーマに対応する事業活動が活発化し、さらには社会的企業（社会企業）の活動や起業が生まれることは、地域での経済循環の促進に寄与するものです。
- 人口の社会減少、特に、子育てファミリー世帯の転出超過傾向が見られるなか、すでにある地域資源や行政が持つ資源を洗い出し、その価値を高めるとともに、地域の魅力向上につながる情報へと編集すること、さらに情報の属性にあわせてターゲットを絞って市内外へ効果的に発信することは、尼崎市の魅力を高める重要なテーマです。このようなシティプロモーションの取組により、尼崎に住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思う人が増えることは、まちの活気につながるものです。
- そして、働く人やまちへの愛着を持つ人、また、来訪者が増え、まちの活力を高めることは、ひいては、尼崎に暮らし、活動する人々が潤い、よりよい暮らしを送ることにもつながります。

～「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」に向けて～

4 まちの持続可能性を高める

- よりよい住環境の創出に向けた取組を促進する。
- 公共施設の再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として持続的に活用する。

- 市民の活発な活動と、事業者、行政の取組により、尼崎市の環境が大きく改善されてきました。現在も、身近な環境の改善に向けた協働によるさまざまな取組が見られます。一方で、このような成果や取組が十分に知られていない面があります。市民自らが、身近な地域の環境や景観等に意識を持ち、良好な住環境をつくっていくこと、また、行政としてそのような取組が進むような支援をしていくことは、よりよいまちを未来に引き継ぐことにつながります。
- また、良好な住環境の形成は、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進につながる重要な要素です。このような、人口の年齢構成のバランスを重視した取組を進めることは、まちの活力の向上とともに、住民福祉の支え手を増やすことにもつながり、まちの持続可能性を高めるものです。
- 人口減少下にあるとともに、行政が持つ財源等が限られるなかで、公共施設の再配置と維持管理コストの最適化を図るとともに、機能や利便性の向上を図ることで、市民活動をサポートし続けられる持続可能な状況をつくっていくことは、未来に向けて大変重要なことです。また、公共施設の再配置にあわせて、耐震化等を図ることは、災害への対応力を高め、まちの持続可能性を高めることにもなります。

6 行政運営

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを着実に進め、尼崎の魅力や活力を高めていくためにも、効率的・効果的にまちづくりに取り組むとともに、社会経済情勢の変化にも対応できる、持続可能で弾力性のある財政構造を構築し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供できる状態をめざしていかなければなりません。

また、地域課題の解決に向けて、地域コミュニティの活性化に向けた取組をさらに進めていく必要がある

(1) ともにまちづくりを進めるために

① 仕事に取り組む視点

「ありたいまち」の実現に向け、各施策における「3. 各主体が取り組んでいくこと」の記載を基に、行政として、まちづくりに取り組む市民や事業者の力が、より発揮されやすい環境をつくっていくことに取り組めます。

また、個々の施策において具体的な取組を進めるに当

ことや、行政の役割が、「公共サービスの主たる担い手」であることにあわせて、「コーディネーター的な役割」も求められてきていること等を踏まえ、施策や施設を介して提供される行政サービスや支援を、どのような体制で市民に提供していくかについて、今日的な視点で検討する必要があります。

こうした考え方を行政運営の基本に据え、次のような取組を進めます。

たっては、施策間の連携に努めるとともに、行政が直接サービスを提供する以外にも、施策に関係するさまざまな情報を収集、活用し、多様な主体間のつながりをつくっていく、広げていくといった、コーディネーター的な視点を持ち、市民や事業者の皆さんの連携が図られていくよう取り組めます。

② 情報の収集・発信と市民の市政参画の促進

市民、事業者と行政が、ともにまちづくりを進めていくためにも、まちづくりに関する課題や取組等の情報をお互いに共有することが大切です。そこで、行政情報の積極的な公開・提供だけでなく、市民活動等に関する情報も含めた、まちづくりに関するさまざまな情報の収集・発信により、必要な人が、必要な時に、必要な情報を、分かりやすい形で得られるよう取り組みます。

また、市民のまちづくりへの参加・参画意識や、公共的なサービスを担う力は高まってきており、今後はこうした意識の高まりや力を最大限、活かしていくことが必要です。そこで、より多くの市民の知識と経験を、まちづくりに活かすことができるよう、市民参加・参画の機会の充実に取り組めます。

(2) 市民生活を支え続けるために

① 収入の向上に向けた取組

この計画に基づき、各施策においてさまざまな取組を進めるなかで、市民、事業者、行政が協力し、地域経済の活性化等に努め、まちの発展や税源の涵養を図るほか、公共サービスに関しては公平性や諸制度の持続可能性の観点から、受益に応じた負担の適正化等の取組を進めます。

② 健全な財政運営

今後の更なる高齢化の進行による社会保障費の増加や、負債の償還に伴い、多額の収支不足が見込まれる一方、今後の社会経済情勢の先行きは不透明な状況にあります。

これまでの総合計画に基づく行政運営においては、施策優先型の事業展開によって、行政規模が拡大する傾向が見られ、景気の低迷も相まって、結果として

収支の均衡が保てず、多額の財源対策が必要になるといった傾向がみられました。

こうしたことを踏まえ、今回の総合計画においては、行政として「ありたいまち」に向けて施策を展開する上でも、収支バランスの改善に取り組み、持続可能な財政構造の構築を図り、自治体として自律的な運営を維持していきます。

③ 将来負担を見据えるとともに社会情勢の変化に備える取組

将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることは避けるよう取り組みます。さらには、予期せぬ緊急的な財政需要にも対応できるよう、基金残高の確保に努めるなど、社会経済情勢等の変化に強い、安定した財政基盤の確立をめざします。

また、毎年度の収支見通しを考慮しながら、継続的に事務事業の見直しを行い、より効果的な施策の実施に努めるとともに、公共施設の再配置、維持・更新を進めるなかで、機能の向上を図り、市民生活の質的な向上をめざします。

(3) 行政運営の実効力を高めていくために

ともにまちづくりを進め、市民生活を支え続けるために、行政運営に当たる職員には、これまで以上に、市民の立場に立ち、ともに考え行動することや、新たな発想や知識・技術・経験を持って課題解決に向けて積極的に取り組む姿勢が求められます。

また、職員一人ひとりの意識や能力を高めるだけでなく、最大限にその力を発揮できるための組織や制度が必要です。

こうしたことから、この計画に基づいて、これからのまちづくりを着実に進めていくために、人事給与制度や組織の見直しに適宜取り組んでいきます。

なお、行財政改革にかかる具体的な取組については、別途計画を策定し、進めていきます。

7 計画の推進

(1) 施策の評価

「ありたいまち」の実現に向け、計画を推進していきなかに、社会情勢や市民意識等を踏まえ、施策の展開状況を絶えずチェックしていく必要があります。

そのためには、継続的に、各施策において「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開されている

か」、また、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」といった視点で取組状況の振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行う必要があります。

各施策における取組状況の把握

各施策における取組状況を把握するために、「施策評価」と「市民意識調査」により、毎年度「振り返り」を行います。

これらの結果を公表し、各施策の成果や課題を市民や事業者の皆さんと共有することに努め、その後のまちづくりに活かしていきます。

① 施策評価

各施策でどのような取組が行われ、市民生活にどのような効果があったか、また、どのような課題があるのかを振り返るために、毎年度、施策単位での評価を行います。

その結果を基に、翌年度における施策の展開方向の確認を行うとともに、新規事業の立案や既存事業の改廃等の見直しに反映していくことにより、効率的・効果的な施策展開が図られるよう努めます。

② 市民意識調査等

各施策に関する市民の意識や行動、また、施策に対する「重要度」や「満足度」等を把握し、施策展開の参考としていくため、毎年度、市民意識調査を実施します。

また、個々の事務事業に関しては、行政による評価を行うとともに、主なものについては市民目線での評価も行い、意見を踏まえて見直しにつなげます。

(2) 施策の重点化等

ありたいまちに向け、すべての施策に資源を投入し、成果を向上させていくことが理想ですが、将来世代に過度の負担を転嫁しないためにも、財政的な制約を十分踏まえ、限られた資源を配分していく必要があります。

そうしたことから、毎年度の施策展開に当たっては、「施策評価」や「市民意識調査」の結果とともに、「5. 主要取組項目」のほか、緊急の対応が必要な社会的課題、国における諸制度の変更等を踏まえ、総合的な視点から事務事業を選択していきます。

なお、公共施設等の都市基盤については、市民活動や経済活動等のさまざまな都市活動を支えるものであるとともに、防災面でも重要な役割を果たすものですが、その維持・更新等に関する投資的事業については、事業単位で複数年度にわたる取組が必要なものが多くあります。

そのため、これにかかる事業量の調整については、別途、複数年度（3か年程度）を見通した計画を立て、一定の予算枠を確保するなかで、優先度の高いものから実施していくこととします。

資料編

1. 時代認識と尼崎市の現状 —「ありたいまち」に向けて—

ここでは、「ありたいまち」を考えるに当たって、今後のまちづくりに特に影響があると思われる尼崎市を取り巻く背景をまとめています。

(1) 人口減少、少子・高齢社会の進行

■ 日本全体で進む人口減少、少子化・高齢化

わが国は、戦後、生産年齢人口が多く、一方で社会保障等によって支えられる老年人口が少ないという状況にありました。しかし、1990年代半ばごろに生産年齢人口がピークを迎え、その後、減少に転じたことで、老年人口の相対的な増加が顕著になっています。今後は、さらに急速な少子・高齢、人口減少社会を迎えます。

推計では、50年後には生まれる子どもの数は現在の半分以下、生産年齢人口とされる15～64歳の数は約半分近くまで減少し、一方で医療や福祉に対する需要の高い高齢者の数は約1.2倍になると見込まれており、今後、こうした少子化・高齢化の影響で、働く若い世代が高齢者の年金・医療を支える、といったしくみを維持することがますます難しくなっていきます。

■ 尼崎市の人口動向

尼崎市では、産業都市として発展してきた歴史のなかで、高度経済成長期の人口流入によって人口が増加し、昭和46年にそのピークを迎えましたが、その後は一貫して減少が続いてきました。その間の状況を見てみると、社会減少の幅が縮小する一方、出生数の減少と死亡数の増加により自然増加の幅が縮小するという傾向が続いています。平成21年以降は死亡数が出生数を上回っており、今後もこの傾向が続くことで

人口は減少すると見込まれます。国勢調査結果を基に統計手法により計算すると、この総合計画が終了する平成37年頃の人口は、約40万人となると推計されます。さらに、その年齢別の構成について見ると、高齢者1人に対する生産年齢人口の比率は平成22年時点の2.7人から、その15年後の平成37年には2人となり、全国とほぼ同様の傾向で推移し、高齢化が進行すると推計されます。

■ 尼崎市における人口減少、少子化・高齢化の影響

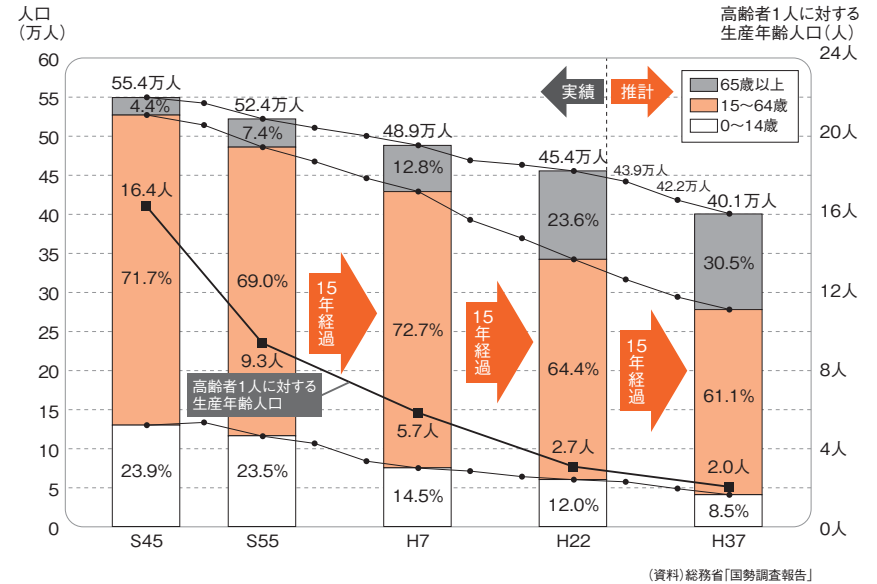
本市では、他都市と比較して、単身世帯の占める割合が高く、夫婦と子どもからなる世帯の割合が低くなっています。今後も続くと予想される少子化・高齢化の進行は、子育て世帯の減少や一人暮らしの高齢者の増加等を加速させ、地域コミュニティの姿をさらに変化させていくと考えられます。例えば、近所の乳幼児とふれあう機会が少ないままに親となる人が増えることや、気軽に相談できる場が少なくなることによって子育て中の保護者が育児において不安や孤立感を感じる可能性が高まります。特に、本市では他都市と比べて若年者の出産数が多いことから、子育てに関する支援が必要な家庭が多いことがうかがえます。

能しくなってくることを意味します。例えば、本市の介護保険の状況を見ると、他都市と比較して、要介護認定率が高く、かつ、要介護度が重度である傾向が見られ、今後、介護保険料の負担が増すことや、介護保険制度の維持が難しくなるということも考えられます。

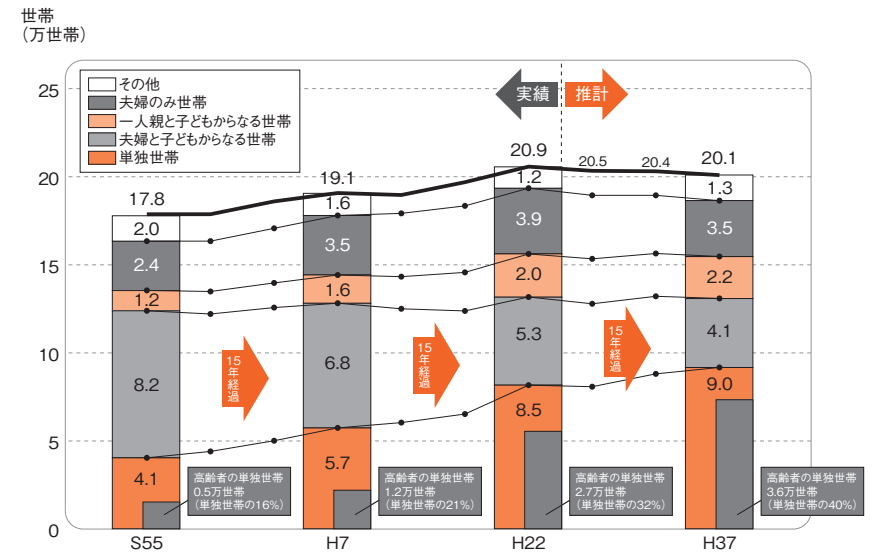
また、別の視点では、多くの若い世代が中心になって働くことで、給与によって家計が、納税によって行政サービスが支えられているといった社会のしくみも機

こうしたことから、地域の一員である子どもの育ちを、家庭、学校とともに地域全体で支えること、また、社会を支える人材を育成することは、より重要となります。また、年齢や性別にかかわらず、健康を保ちながら、仕事と家庭、あるいは地域での活動のバランスをうまく保つことができる環境を整えることや、特定の世代や立場の人に負担が偏ることなく、みんなで地域社会を支えていくしくみをつくっていくことが必要となります。

図表 1-1 尼崎市の人口の推移等



図表 1-2 世帯類型別世帯数の推移



(2) 社会経済情勢の変動

■ 経済のグローバル化に伴う地域社会への影響

経済のグローバル化が進行し、世界規模で企業間の競争が激しくなっているなかで、世界の市場の混乱が、瞬時に私たちの身近な地域経済を揺るがすことにつながるといったことが起こっています。産業のまち、ものづくりのまちとして発展してきた歴史や土地利用の状況から見ても、産業は尼崎市にとって重要な要素です。本市産業において重要な分野である製造業の近況を見てみると、平成20年の世界同時不況後の景気回復が全国に比して低調（特に中小企業において）であることなど、産業構造上の課題が見られます。

また、企業経営や雇用のあり方が変化し、非正規

雇用者の増加といった雇用形態の変化や、世代によって経済格差が広がるといった問題が生じています。ここで、こうした不安定な雇用環境のもとで、経済基盤が安定しない人々、特に若い世代への支援など、次代の地域の担い手が、意欲を持ちながら安心して暮らせるための支援方策が求められます。

一方で、労働人口そのものの減少も見込まれるなかで、職場において女性や高齢者が現在より働きやすい環境を整えていくとともに、地域においてはさまざまな職種・業種・立場の人が地域づくりに参画しやすい状況をつくっていくことが必要です。

■ 求められる都市活力を高める工夫

一方、グローバルな経済競争が進むなかでも、独自の技術やノウハウによって高い競争力を有している企業は、規模の大小を問わず存在しており、そのような市内企業を支援したり、新たに誘致したりすることで、都市の活力を高めていく工夫が必要です。

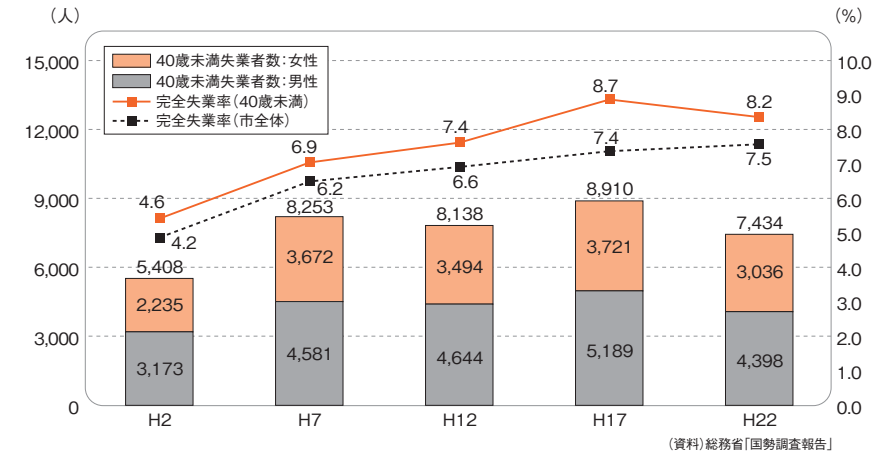
また、これまでも、蓄積されてきた歴史文化、尼崎

■ 土地利用

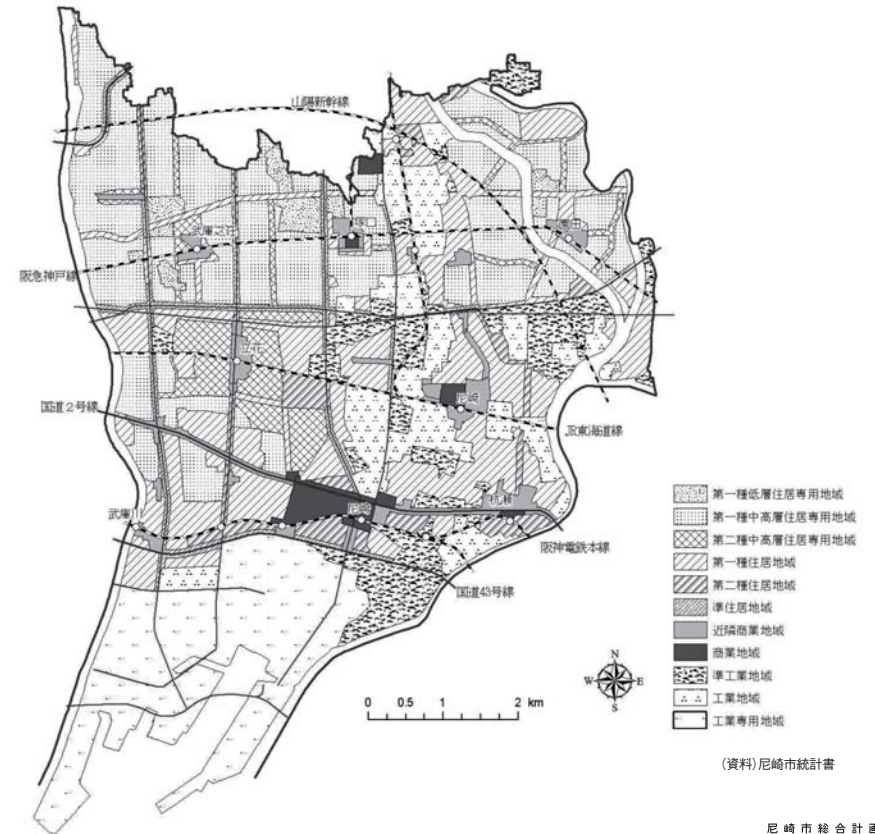
産業都市として成長してきた本市には、臨海部を中心とした多種多様な製造業事業所の集積に加え、環境産業等の最先端の研究開発を担う企業の拠点多く立地するなど、ものづくりを支える産業基盤が形成されています。このような産業都市としての魅力を活かし、企業立地に適した土地については、次代を拓く企業の事業所の立地を誘導していくとともに、その効果が地域に波及していくよう取り組んでいくことが必要です。

また、一方で、経済のグローバル化に伴う産業構造の変化等による工場の転出や廃止等が見られるなか、尼崎市の地理的利便性から住宅地としての魅力が高いこと等から、主に工業系用途から住宅系用途への土地利用の転換が続いています。このようなことから、工場と住宅が混在する地域が増えているなかで、それぞれが理解し互いの環境を阻害しないよう工夫することが必要です。

図表 2-1 尼崎市における40歳未満の完全失業者と完全失業率の推移



図表 2-2 都市計画用途地域図(平成23年4月)



(3) 地方分権と住民主体のまちづくり

■ 地方分権の進展

地方分権が進むなか、尼崎市ではできる限り住民の身近なところで行政を行い、より充実した市民サービスを提供するため、平成21年4月に中核市に移行しました。基礎自治体としての尼崎市の裁量が拡大していくなかでは、規制や許認可等の権限を有効に活

用し、より市民の実情や地域の特徴に即したサービスの提供が求められます。そのための市役所職員の政策形成能力の向上など、人材の育成がより重要となります。

■ 住民主体のまちづくり

国から地方自治体への分権という視点だけでなく、市のなかでの地域における住民主体のまちづくりを進めていくことも今後の大きなテーマです。尼崎市では阪神・淡路大震災を機に、地域での助けあいに對する市民意識の高まりやボランティア・NPO活動の活発化など、社会の課題に市民が主体的に取り組む活動が見られます。一方、生活様式や世帯構成が変化しているなかで、自治会への加入率の低下や活動の担い手の高齢化が進んでおり、地域における支え

あいやまつり等の行事といった、地域に密着した身近なまちづくりを続けていくことが難しくなっています。このような状況に対応するため、住民が支えあって活発な活動が展開されるよう支援していくことも必要です。

また、高齢化の進行や市民ニーズの多様化に伴い、生活支援サービスへのニーズが高まってくると考えられるなかで、ソーシャルビジネス等を通じて、地域において雇用が生まれる可能性があります。

■ まちづくりに取り組む人材の育成

これらのためには、地域においてまちづくりに積極的に参加する人材がはぐまれることが重要であり、

人材の確保や能力の養成、その活用等が進むような環境づくりに取り組むことが必要です。

■ 公共サービスに関する考え方の変化

平成12年の介護保険制度の導入等に見られるように、公共サービスは、これまで行政による「措置」とされていたものが、民間事業者との「契約」に移行しつつあります。

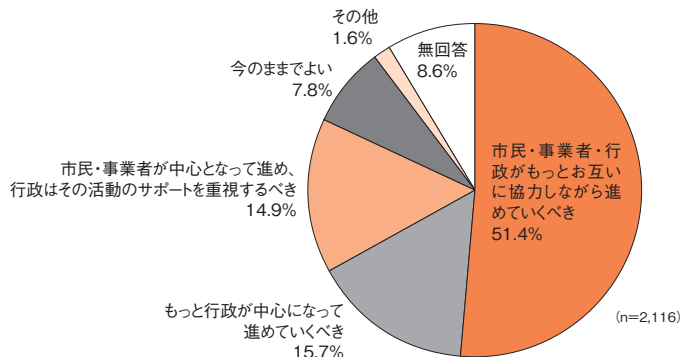
措置制度^{*41}では、行政による「給付の決定」として、利用者はサービス内容を選ぶことができませんでしたが、契約制度への移行により、利用者は、自らが必要なサービスを選択し、購入することとなり、利用者の主体性が尊重されることとなりました。また、多様なサービス提供主体の参画と創意工夫によって、多様なニーズに対するサービスの質と効率性の向上を図る

ことも、制度変更の目的のひとつとなっています。

一方、行政は、利用者がサービスを選択できる環境や事業者が創意工夫できる環境を整備するなど、適切な制度運用のためのマネジメントを行うという役割を担っています。

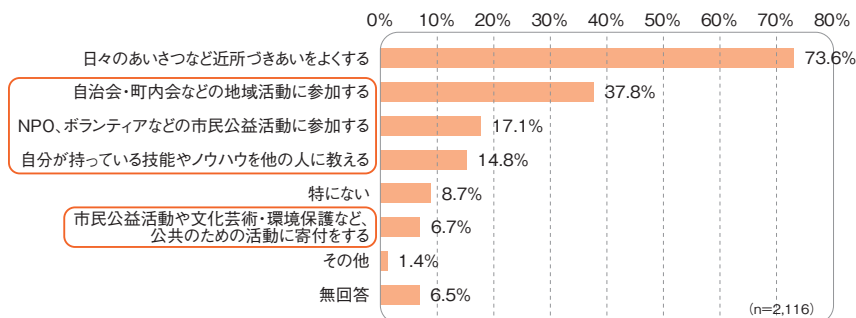
今後、地方自治においても、市民・事業者のまちづくりへの参画をさらに進めるなかで、行政として「市民や事業者の力が、より発揮されるためにはどうすればよいか」を考えていくことが、より重要になってきます。

図表 3-1 まちづくりの進め方についての意向



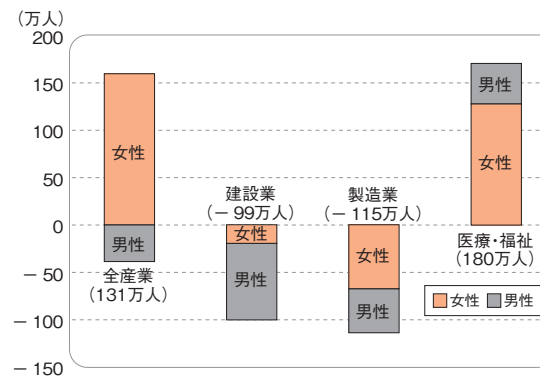
(資料) 平成22年度 尼崎市市民意識調査

図表 3-2 自身の地域をより良くするための取組



(資料) 平成22年度 尼崎市市民意識調査

図表 3-3 男女別産業別雇用者数の増減(全国:平成14年→21年)



(資料) 内閣府「男女共同参画白書(平成23年度)」

(4) 環境問題の顕在化

■ 公害問題から地球環境問題へ

高度成長期に産業都市として発展した尼崎市では、昭和40年代以降、大気汚染をはじめとする公害問題が深刻であった時期がありましたが、市民の関心の高まりや熱心な活動、諸制度の整備、事業者の取組等により、目に見える改善を実現してきた実績があります。

しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が要因とされる温暖化等の地球規模

での気候変動等の環境問題への対応は、将来世代の生活に影響を与える重要な課題となっており、環境負荷を低減しながら持続的な社会経済活動を行う循環型社会への転換が求められています。

このようななかで、尼崎市がこれまでに得た教訓を活かしながら、環境問題に取り組んでいく必要があります。

■ 自然環境と生物多様性の保全

本市では、猪名川・藻川周辺地域での自然や歴史・文化を守り楽しむ取組や、西武庫地域でのホテルが棲める環境を取り戻す取組など、市民グループが中心となった自然と共生するまちづくりが進められています。また、南部の臨海地域では、「尼崎21世紀の森構想」による地域の活性化と自然再生の取組が進められています。このような取組により、少しずつです

が緑が確実に増え、トンボや蝶等も日常的に姿をみられるようになっています。

多様な生物が棲みやすい環境をつくっていくことは、ひいては人間の住みやすい環境をつくることにつながるものであり、さまざまな取組により、自然環境という市民共通の財産を次の世代に引き継いでいく必要があります。

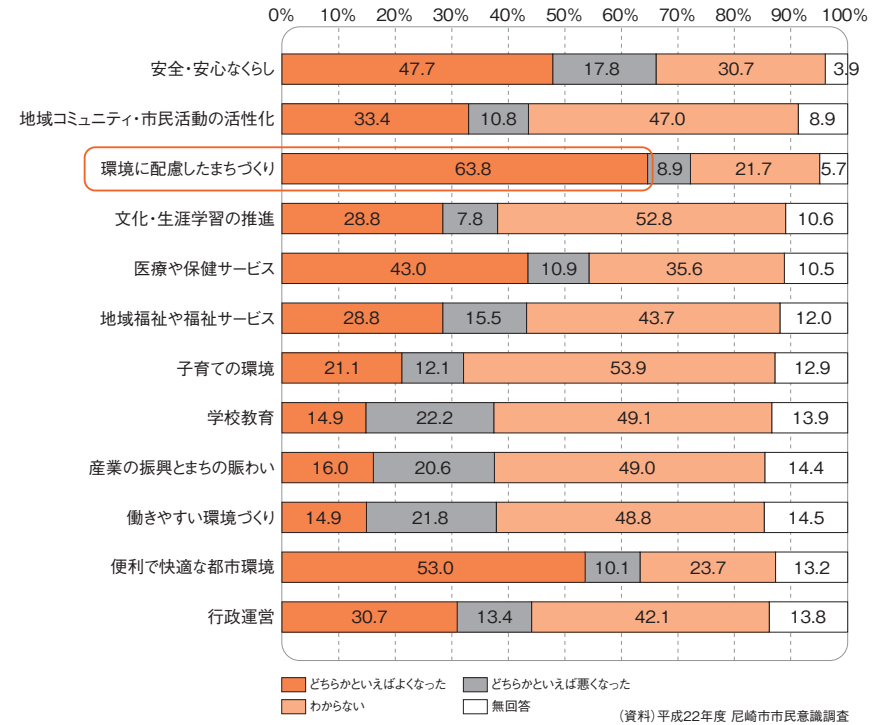
■ 環境問題への取組と可能性

尼崎市における、自転車や徒歩移動に適した起伏の少ない平坦な地勢や、鉄道をはじめとした公共交通のネットワークは、自動車交通に過度に依存しないまちとして、温室効果ガスの排出抑制に向けて優位な点として特徴づけることができます。また、尼崎に集積する企業のなかには、新エネルギーをはじめとするこれからの環境産業を担う技術開発や製品の製造を行っている事業所があります。

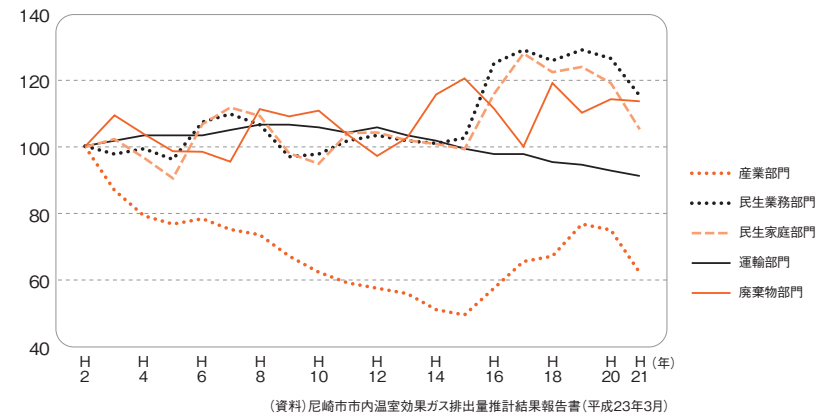
また、かつての公害の経験を活かし、県下他都市に先駆けた環境マネジメントシステムの導入・運用、市民・事業者・行政の協働による環境保全活動や身近な自然の再生等の取組も進めているところです。

今後は、これらの資源を大いに活用していくなかで、よりよい環境を創造していく産業活力につなげるとともに、尼崎市の魅力向上に向けた大きなポイントとしてアピールしていくことが求められます。

図表 4-1 10年前と比較した尼崎市の取組の現状に対する評価



図表 4-2 二酸化炭素排出量の家計部門と業務部門の推移(尼崎市)
(1990年の排出量を100とした推移)



(5) 情報社会の進展

■ 情報社会の可能性

インターネットや携帯電話に代表されるような、近年の情報通信技術の進歩には目覚ましいものがあります。こうしたなかでは、情報通信技術を利用できる人であれば誰もが必要とする知識や情報を瞬時に得られるだけでなく、発信することも可能となっています。これまでは情報量の差から行政や大きな企業でしかできなかったような活動が、個人や市民団体といった単位でも可能になってきており、そのなかで立場や世代

を越えた人々の新しいつながりができていく可能性があります。

また、普段の生活においても、商品やサービスの選択等から、防犯、防災にいたるまで、さまざまな場面で情報が得られることは、生活の質を高めることにつながってきます。このように、現在の社会においては、「情報」の価値が相対的に高まってきている状況を見ることができます。

■ 情報社会の負の側面

一方で、膨大な情報のなかから自分が必要な情報を選択することや、得た情報の正確さを判断することの難しさが生まれます。また、人とのつながりや情報を得る手段が断たれてしまうと、地域において孤立し

てしまう危険性があり、そのような要因となる情報格差の解消を図る必要があります。また、情報技術を悪用した犯罪など、情報社会の負の側面に対する対応の重要性も高まっています。

■ 情報社会とまちづくり

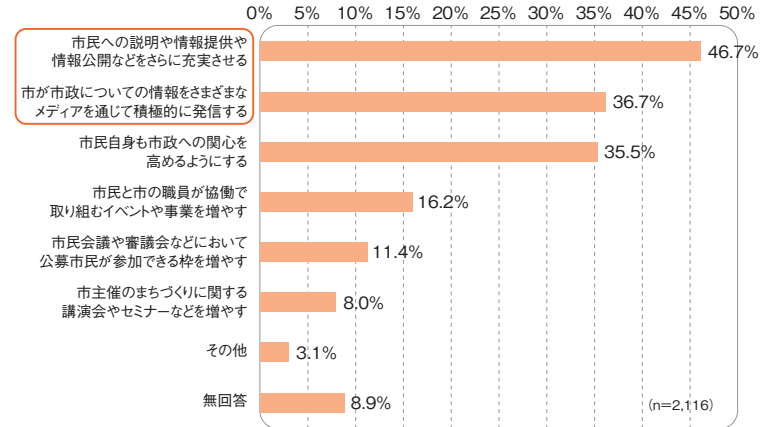
このような状況のなかで、行政における情報の収集・活用・発信が情報社会の潮流に十分に対応できていなかった面がありました。例えば、子育てや教育等に関する情報について、自治会等への加入率が低下しているなかで、広報紙や回覧版等を通じた発信だけでは、本当に必要な人に情報が届いていないことも考えられます。このように、情報の内容や伝えたい相手に応じた情報発信の工夫が、より必要となってきます。

また、市民、事業者と行政がともにまちづくりを進めていくために、行政は一層の情報提供・情報公開を進めるとともに、地域においてさまざまなグループや組織が交流し、信頼関係が築かれるよう努めていく必要があります。

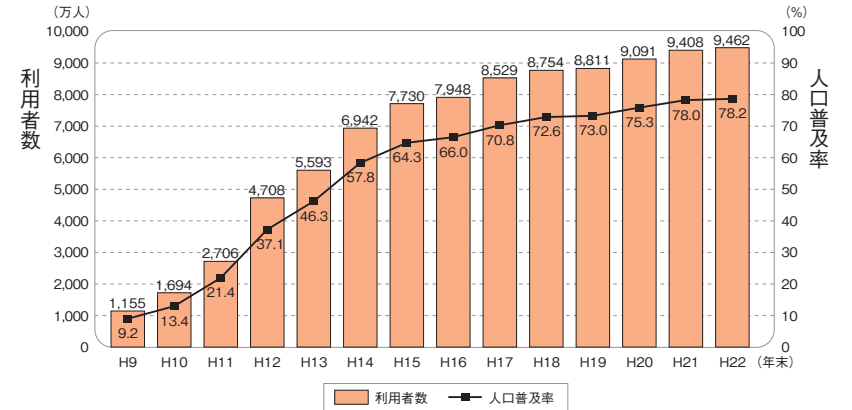
このほか、行政が持つ統計的なデータ等を、経済・福祉・健康といった観点で横断的に精査していけば、地域の実情に合ったもっときめ細かなまちづくりが展開できる可能性があります。

さらに、尼崎市が抱える多様な資源を発掘して市の魅力を高める情報へと編集し、内外に発信していく取組も重要です。また、図書館・公民館といった行政資産のさまざまな情報の蓄積・整理により、公共施設等の効率的・効果的なマネジメントにつなげていくことも重要です。

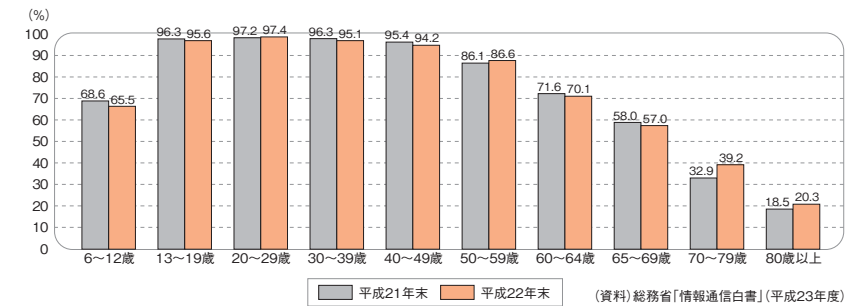
図表 5-1 市民参加を進める上で大切だと思うこと



図表 5-2 インターネット利用者数及び人口普及率の推移(全国)



図表 5-3 属性別インターネット利用状況(全国)



(6) 市民生活を支える財政

■ 厳しさを増す財政状況

経済成長の鈍化等に伴い、国・地方ともに全国的に厳しい財政状況にあります。尼崎市では、「あまがさき」行財政構造改革推進プラン」による財政構造の改善の取組を進めてきましたが、厳しい経済状況

もあり、収支の乖離はなかなか縮まりません。一方で、高齢化の進行に伴う扶助費の増大や、労働人口の減少に伴う税収の減少など、今後とも本市の財政を取り巻く状況は厳しさを増すものと考えられます。

■ 市民生活を守る工夫

防災・防犯、感染症への対策や、高齢化の進行に伴う医療・福祉サービス等の市民の安全・安心に関するニーズは、今後ますます高まってくるが見込まれます。このようななかで、市民生活を守っていくためには、行政として、市民生活に特に必要なサービスを選び、その質を維持していく「選択と集中」の視点や、民間活力の導入等といったさまざまな事業手法を用いた効率的な公共サービスの提供、また、地域における支えあいのしくみの強化等が求められます。

また、他都市に比べ介護認定率が比較的高い尼崎市においては、市民の健康を守るとともに、医療費をはじめとした社会保障費の適正化を図るために、若い頃からの健康管理意識の啓発と疾病予防に取り組むことが重要です。

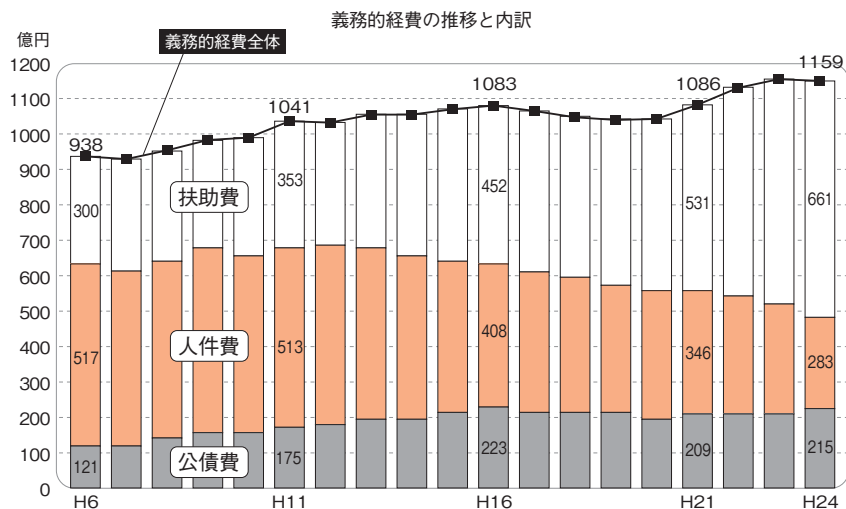
一方で、市の収入を増やすための取組として、都市の魅力を高め、雇用や税収をもたらす産業の活性化に向けた取組や、「住みたいまち」として人々に選ばれるための取組も必要です。

■ 構造的な課題の改善

まちづくりを進めていくに当たってはさまざまな課題が生じてきます。顕在化したものに対処することは当然ですが、発生を未然に防いだり、その影響を少なく

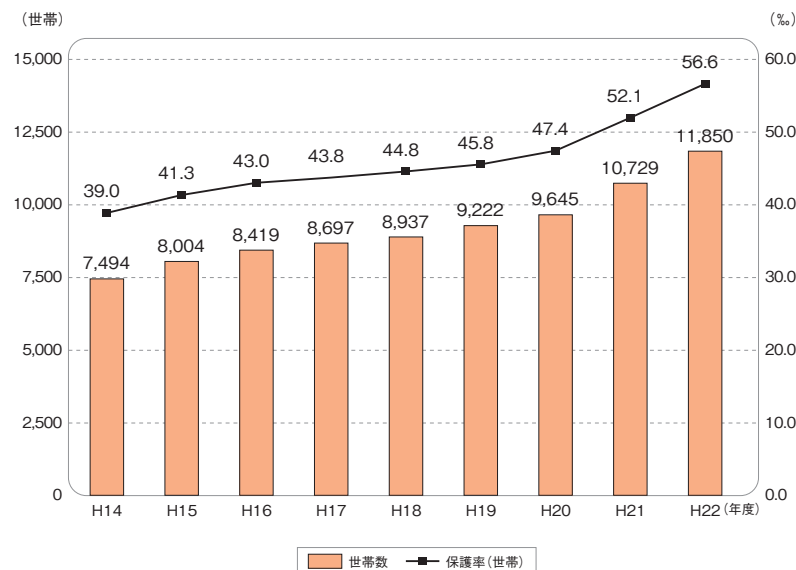
したりするために、その根底にある原因と顕在化するまでの構造を探り、課題の根本的な解決に向けて取り組むという視点がより重要となっています。

図表 6-1 尼崎市の財政状況



(資料) 尼崎市の再生と発展をめざして—平成24年4月—

図表 6-2 尼崎市における生活保護世帯数(月平均)の推移



(7) 次代に引き継ぐ資産の活用

■ 都市基盤等の老朽化と更新、再配置

尼崎市では、高度経済成長期の急激な人口増加や行政需要の多様化に伴い、また、競艇事業等によるかつての潤沢な収益事業収入を背景に、さまざまな都市基盤や多くの公共施設の整備を行ってきました。これらの多くが、今後更新が必要な時期を迎えることとなりますが、道路や上下水道、学校といった市民生活に必要な不可欠な都市基盤については、計画的な更

新を行って財政負担を平準化していきつつ、耐震化等必要な対策を行っていく必要があります。

公共施設については、高齢化・人口減少等の社会変化を見据え、住民ニーズに即した形での機能・配置の見直しが求められます。また、厳しい財政状況や地域における住民主体のまちづくりの推進といった観点から、運営方法を見直していくことも必要です。

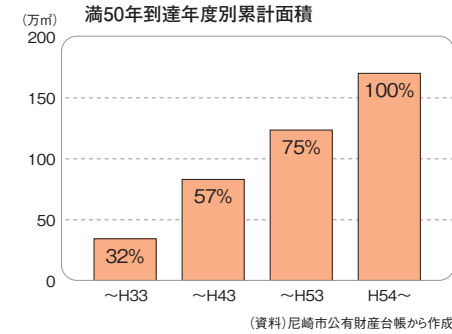
■ 蓄積してきた資産の有効活用

このような取組を通じて、これまで整備してきた公共施設が、地域における支えあいや社会参画の拠点としての役割を果たしていくことも考えられます。

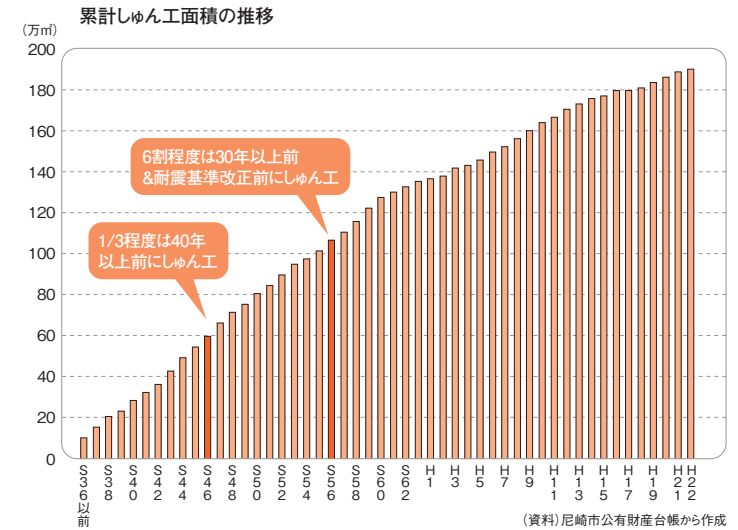
また、スポーツ施設や文化施設といった公共施設は、市の施設のみならず、県や民間等が整備・運営してい

るものもあり、近隣市にもさまざまな公共施設があります。整備・運営主体や立地(市域内外)にかかわらず、これらを市民・利用者の目線に立って有効に連携・活用することは、市民生活の維持・向上につながりますし、効率的・効果的な行政運営にもつながるものです。

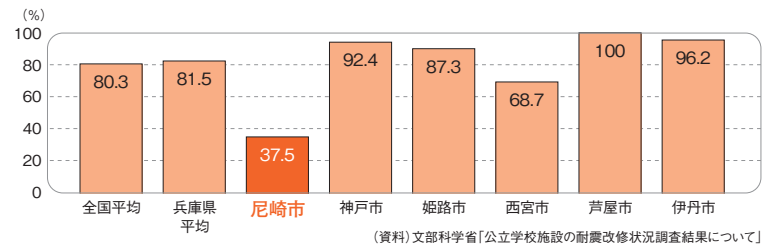
図表 7-1 公共建築物のうち、建設から満50年を経過する施設の累計面積



図表 7-2 尼崎市の施設の状況



図表 7-3 公立学校の耐震化率 (小・中学校、平成23年4月)



2. 総合計画にかかるこれまでの取組経過

尼崎市では、昭和44年の地方自治法改正による基本構想の策定義務化*以降、4次にわたって基本構想を策定してきました。

ここでは、総合計画にかかるこれまでの取組経過を振り返っています。

(※平成23年の地方自治法改正により、「策定義務」は廃止。)

■「まちづくり基本構想」(第1次:昭和46~56年度、計画期間11年間)

- 策定当時は高度経済成長が終盤にさしかかる時期であり、産業の急速な発展に伴って、人口の増加が進んでいました(ピークは昭和46年(約55.4万人))。一方で、公害の発生や生活関連の都市基盤の未整備が深刻な問題となっていました。
- そうした背景もあり、基本構想は都市像として「快適な職住都市」を掲げ、施策の冒頭に公害対策を挙げているほか、下水道等生活関連都市基盤の整備をまちづくりの主要課題と捉えて構成されています。

■「尼崎市総合基本計画」(第2次:昭和55~65年度(平成2年度)、計画期間11年間)

- 「人間性豊かな職住都市」を都市像に掲げ、併せて「生活基盤をととのえる環境都市」「市民経済をつちかう産業都市」「人間社会をきざぐ市民都市」を打ち出しています。
- 当時の時代背景として、日本全体が高度経済成長の終焉を迎え、安定成長期に移行するなかで、本市においては工場再配置促進法等の影響により、工場の市外流出が進んでいたほか、市南部の人口減少と北部の人口増加といった市内の発展バランスの問題等が顕在化しつつありました。
- そうしたこともあり、施策の冒頭には「緑と空間の確保」として生活環境の改善に向けた取組を掲げ、無秩序な土地利用の改善に努めるなど、暮らしやすいまちづくりに向けた方向性が打ち出されています。

■「尼崎市総合基本計画」(第3次:昭和61~70年度(平成7年度)、計画期間10年間)

- 都市像や基本理念は第2次ものを継承していますが、時代背景としては産業の構造変化が進むなかで、本市においても南部の工業地帯の空洞化等が問題となっていたため、「産業構造の高度化」が施策として打ち出されています。
- このほかにも、「国際交流の促進」の章の設置、「女性の社会参加の促進」の節の設置など、時代の変化への積極的な対応が見られます。

■「尼崎市総合基本計画」(第4次:平成4~現在(当初の計画期間は平成37年度までの34年間))

- 都市像として「にぎわい・創生・あまがさき」を掲げ、「文化の創造」「スポーツ・レクリエーション」といった項目が施策として冒頭に挙げられるなど、ライフスタイルの多様化や、都市イメージの向上といった側面への対応が重視されています。
- また、地球環境問題を意識した節の設置や「ノーマライゼーション^{※58}」の節の設置など、現在につながる問題設定がなされていますが、一方で当時のバブル景気を背景とした積極的な開発志向が見られ、現在の社会情勢にはなじまない部分があります。
- 基本構想のもとに、「第1次基本計画」(平成4~13年度)を策定し、文化、産業、環境、生活、人づくりといった5部門の将来像を支えるとともに、都市魅力や防災性の向上、住環境の改善といった観点から積極的な都市基盤の整備が進められました。しかし、これに伴い発行した多額の市債等の償還が、結果として今日の財政を圧迫する大きな要因となっています。
- 続く「第2次基本計画」(平成13~24年度)は、「都市の活力は、まちへの誇りと愛着を持った市民や事業者の主体的な活動や、行政との協働の取組のなかから生まれ、そうした活動の成果が、誇りや愛着をさらに増していく」という考え方のもと、人びとの生活と交流等の展開に重点を置いて策定されています。

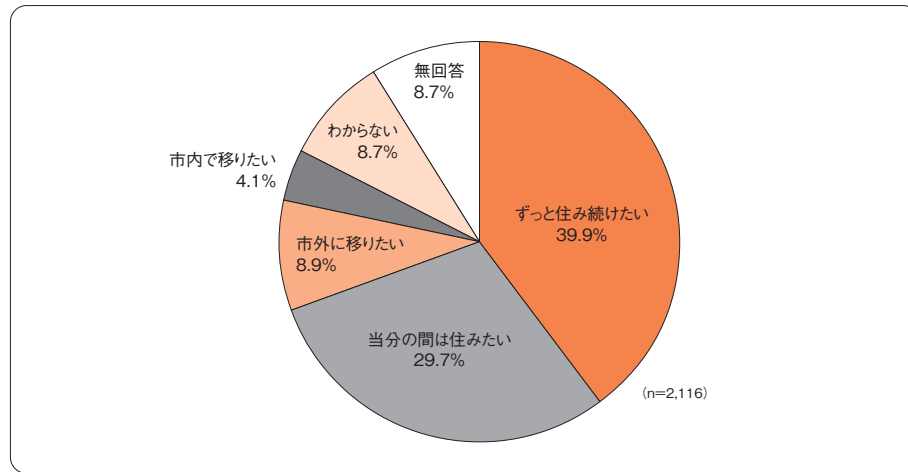
本市の総合計画と時代背景

総合計画	都市像	基本理念	まちづくりの主要課題	策定時の時代背景
まちづくり基本構想 (第1次) 昭和46~56年度	快適な職住都市		<ul style="list-style-type: none"> ● 公害問題の解決 ● 都市環境の改善 ● 下水道等生活関連都市基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済の高度成長 ● 公害問題等経済成長に伴う「歪み」の顕在化
尼崎市総合基本計画 (第2次) 昭和55~65年度 (平成2年度)	人間性豊かな職住都市 ● 生活基盤をととのえる環境都市 ● 市民経済をつちかう産業都市 ● 人間社会をきざぐ市民都市	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で健康にいらすことができること ● 働くにも住むにも便利でくらしよいこと ● 生きがいとゆとりのある人生がとくられること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市南部の人口減少と北部の人口増加 ● 市内産業の停滞 ● 工場の市外流出に伴う雇用不安 ● 住工混在やスプロール化など、無秩序な土地利用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高度成長の終焉、安定成長への移行 ● 工場再配置促進法等の影響により工場の市外流出が進む
尼崎市総合基本計画 (第3次) 人間性豊かな職住都市をめざして 昭和61~70年度 (平成7年度)			<ul style="list-style-type: none"> ● 市域の人口減少 ● 南部の工業地帯や既成市街地の空洞化 ● 南部地域の高齢化 ● 地価の高騰に伴う宅地の細分化 ● 産業の高度化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急速な円高が進み、産業の構造変化が進む ● 老人保健医療の開始 ● 男女雇用機会均等法の成立 ● 市域の人口減少はベースが鈍化
尼崎市総合基本計画 (第4次) にぎわい・創生・あまがさき 平成4~37年度	にぎわい・創生・あまがさき	<ul style="list-style-type: none"> ● 人にやさしいまちづくり ● 都市が人をはぐくみ、人が都市を育てるまちづくり ● 個性を活かし、広域圏と連携するまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化を基軸とした都市の魅力の発信 ● 南部地域の人口減少や都市活力の停滞への対応 ● 文化、産業、環境、生活、人づくりを支える都市基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● バブル期の経済成長 ● 価値観の多様化、女性の社会進出の進行
尼崎市総合計画 (第5次) 平成25~34年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 人が育ち、互いに支えあうまち ● 健康、安全・安心を実感できるまち ● 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち ● 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「あるもの」と「つながり」を活かす ● 人の育ちと活動の支援 ● 市民の健康と就労の支援 ● 産業活力とまちの魅力の向上 ● まちの持続可能性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 低成長 ● 成熟社会 ● 人口減少、少子・高齢社会の本格的な進行 ● 市民活動形態の多様化 ● 東日本大震災

3.まちづくりに関する市民意識

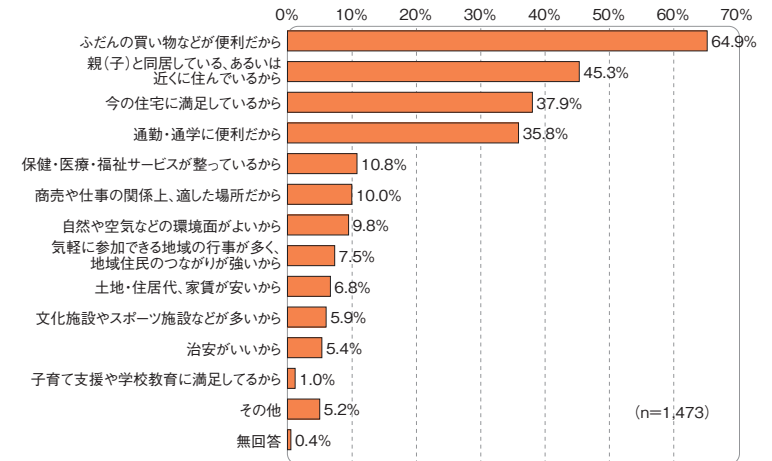
ここでは、尼崎市総合計画を策定するに当たって実施した「尼崎市まちづくり計画策定のためのアンケート調査」の結果(平成23年3月)から、主なものをまとめています。

① 尼崎市への居住意向



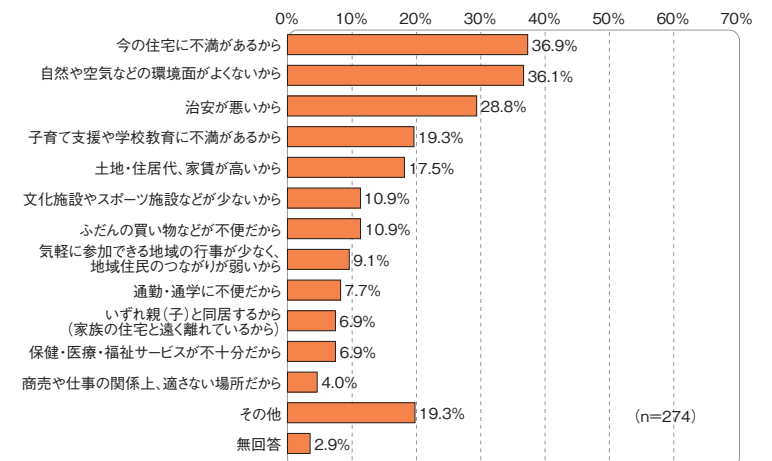
居住継続を希望する理由

- 利便性に関する理由が多くなっている。
- 住宅についての理由が約3分の1を占めている。



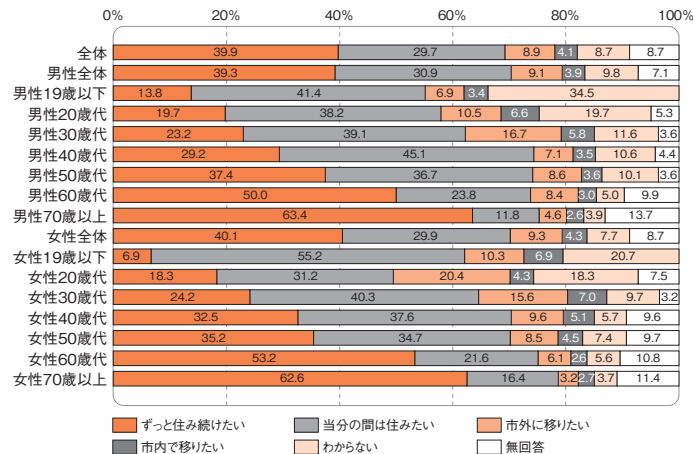
居住継続を希望しない理由

- 生活環境面に関する理由が多くなっている。
- 住宅についての理由が約3分の1を占めている。

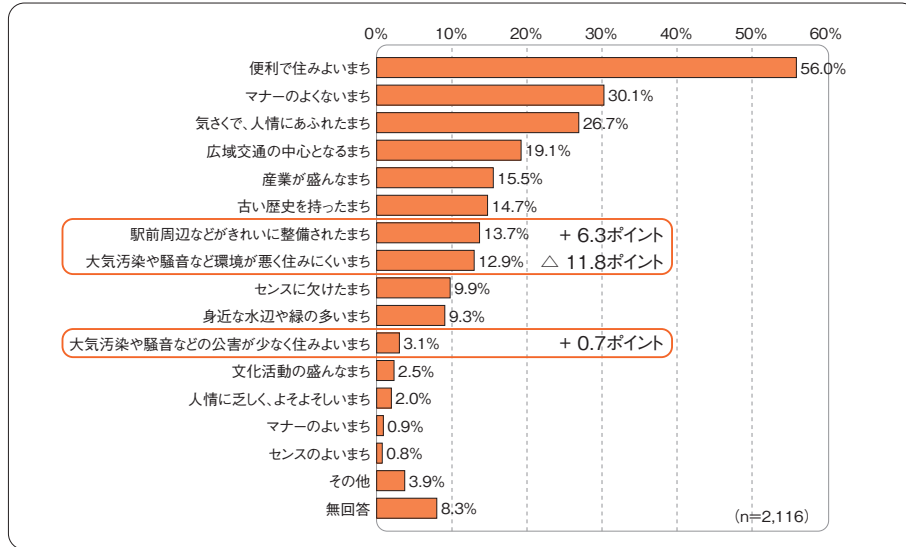


性・年齢別傾向

- 男女ともに年齢が上がるにつれて居住意向が多くなる傾向にある。
- 「市外に移りたい」は男性30歳代、女性20~30歳代が多い。

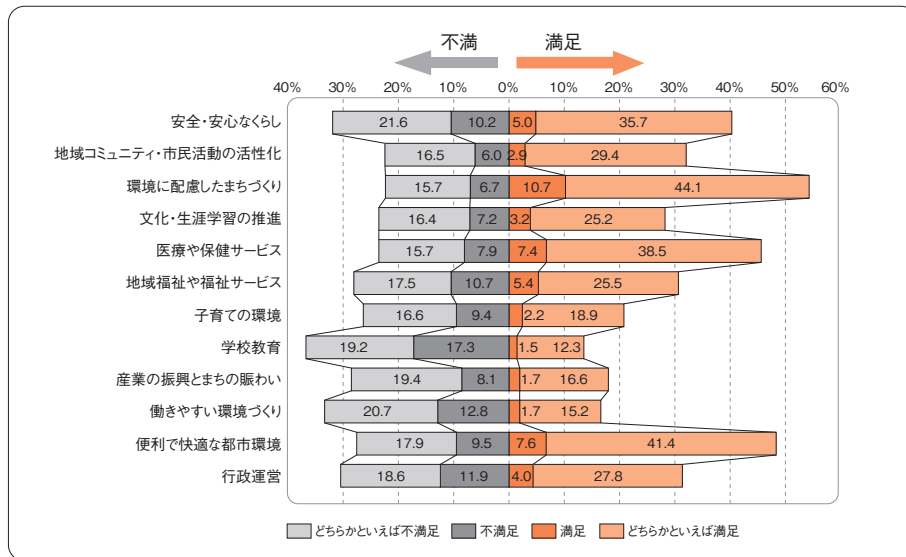


② 尼崎市のイメージ

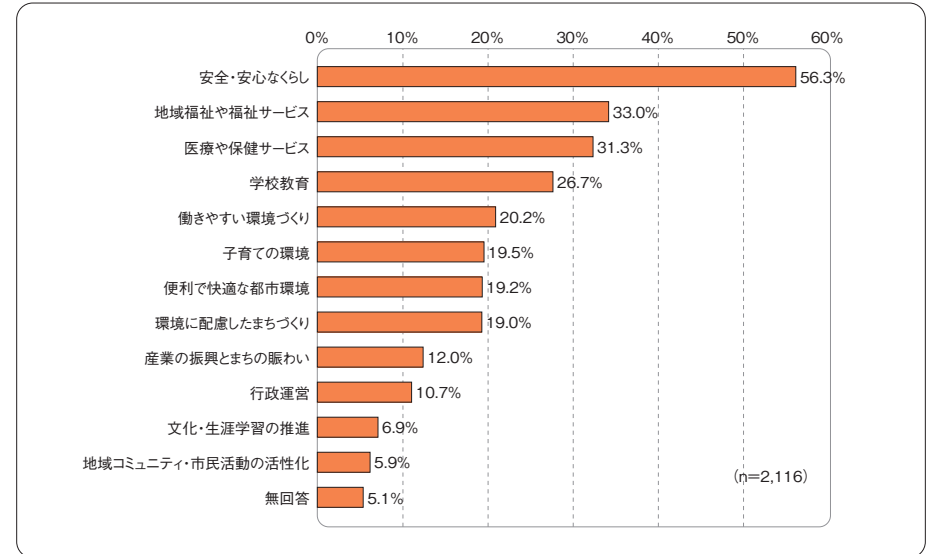


平成11年度のアンケート調査結果と比較すると、「駅前周辺などがきれいに整備されたまち」が6.3ポイント、「大気汚染や騒音などの公害が少ないまち」が0.7ポイント増加しているのに対して、「大気汚染や騒音など環境が悪く住みにくいまち」が11.8ポイント減少している。

③ 尼崎市の取組に対する評価

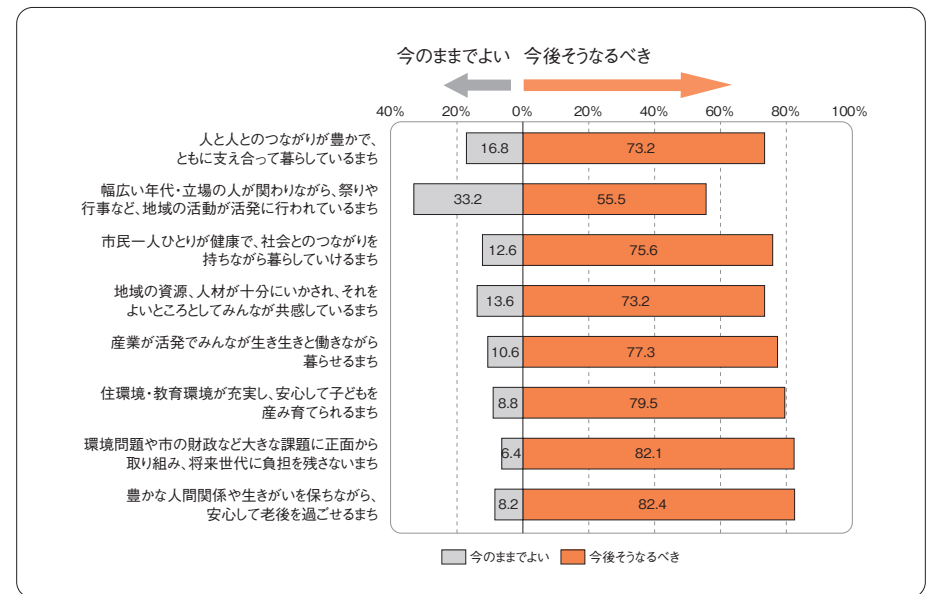


④ 今後10年間で重点的に取り組むべき分野

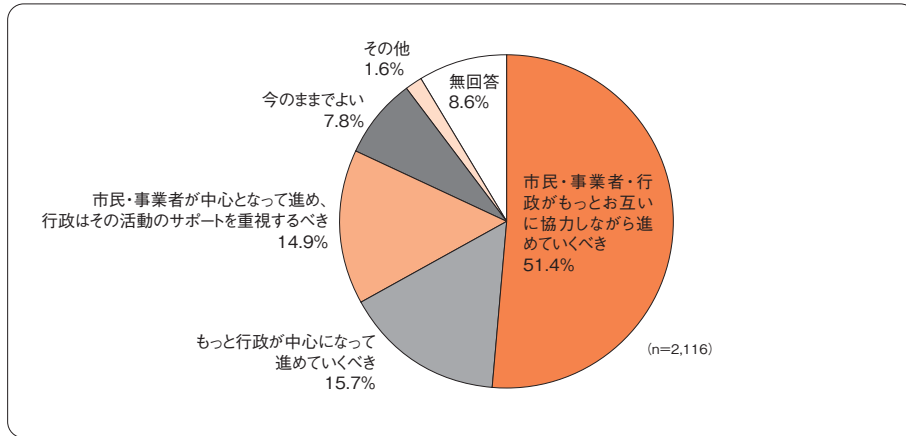


⑤ 望ましいまちの方向性について

望ましいまちの方向性とした以下の8項目については、総合計画審議会の中間答申で示された項目を基にしており、4つのありたいまちを導く際の出発点となったもの。

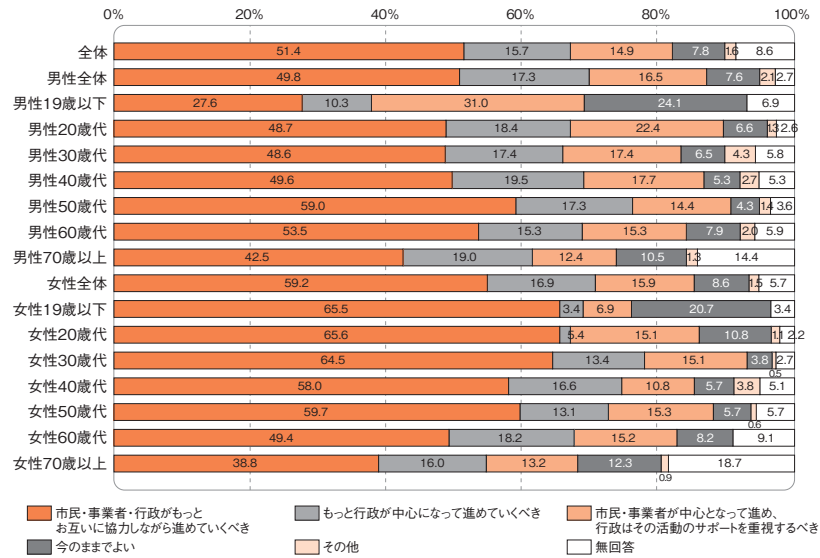


⑥ まちづくりの進め方



性・年齢別傾向

●年齢別に見ると30歳以下の世代では、「市民事業者が中心となって進め、行政はその活動のサポートを重視するべき」が「もっと行政が中心になって進めていくべき」を上回り、40歳代以上の世代では、その逆の傾向があることから、世代間で考え方が変わっていることが分かる。



資料/尼崎市まちづくり計画策定のためのアンケート調査結果(平成22年度)
 調査対象者/尼崎市在住の満15歳以上の市民を母集団とし、4,500人を抽出
 調査時期/平成22年6月~7月
 回収状況/有効回収数2,116票(回収率47.4%)

用語集

※1	新しい公共	市民、企業、NPOなど地域の多様な主体が、公的な財やサービスの提供に関わっていく取組、または考え方。
※2	尼崎21世紀の森構想	尼崎臨海地域(国道43号以南約1,000ha)に、水と緑豊かな自然環境を創出し、自然と人が共生する環境共生型のまちをめざして、平成14年3月に兵庫県が策定した計画。
※3	一般廃棄物	産業廃棄物以外の不要物。一般家庭から排出される家庭ごみ及び事業所等から排出される廃油、廃プラスチック等。
※4	インターンシップ	学生が在学中に一定期間企業等で研修生として働き、就業体験を行う制度。
※5	AED(自動体外式除細動器)	Automated External Defibrillator の略。心臓の突然の停止の際に自動的に解析を行い、必要に応じて電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。
※6	「ECO未来都市・尼崎」宣言	「環境の活きづくまち」の実現を目指し、創造的な産業活動に積極的に取り組むことを示した共同の宣言(平成22年11月)。尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、協同組合尼崎工業会、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構、尼崎信用金庫、尼崎市が署名。
※7	NPO	Non Profit Organization の略。法人格の有無にかかわらず、営利を目的としない民間団体の総称。「営利を目的としない」とは、一般企業のように利益を個人等へ配分することを目的としないということで、NPOはその利益を、新たな事業等の資金に活用する。
※8	温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなど、大気中の赤外線を吸収し、再放出することで、気温の上昇をもたらす気体。
※9	学校支援ボランティア	学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動。
※10	学校評議員制度	平成12年の学校教育法施行規則の改正により導入された制度で、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けたもの。
※11	環境マネジメントシステム	環境保全に関する活動を点検・管理するための考え方、仕組み。
※12	完全失業率	完全失業者の労働力人口に占める割合。労働力人口とは15歳以上の人口のうち、「従業者」と「休業者」と「完全失業者」を合わせたもの。
※13	涵養	水が自然に土に浸透するように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。
※14	キャリア形成	職務経験や教育訓練の受講等を積み重ねていくことで、段階的な職業能力を形成していくこと。
※15	キャリアコンサルティング キャリアカウンセリング	個人が適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、職業選択や職業訓練等の能力開発を効果的に行うことができるよう、実施される相談や支援。
※16	グループホーム	障害福祉サービスの一つ。地域で共同生活をしながら、障害のある人が必要な日常生活の援助等を受ける施設。
※17	ケアホーム	障害福祉サービスの一つ。介護を必要とする障害のある人が地域で共同生活をしながら、必要な日常生活の援助等を受ける施設。
※18	計量検査	店舗や事業所等で取引・証明用に使われている「はかり」の精度を保つための定期検査など。
※19	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者や知的障害のある人等の代わりに、代理人等が権利を表明、代弁することにより、誰もが認められるべき社会的な権利を守ろうとすること。
※20	最低敷地面積	住宅を建築する際に、敷地として確保しなければならない最低限の面積基準。住宅の種類や敷地、用途地域によって異なる。
※21	シチズンシップ教育	社会の一員として、社会での課題を見つけ、その解決等に関わることにより、他者との適切な関係を築き、豊かな生活を送り、さらによりよい社会づくりに参加・貢献するために必要な能力を身に付けることを目標にした教育。
※22	シティプロモーション	まちの魅力を増進することと、それを戦略的・効果的に発信することなどにより、まちに関心や好意をもってもらうことで、まちで活動する人、まちに住む人を増やすこと。
※23	児童福祉施設	児童福祉法に定められた児童の福祉のための施設。例えば、保育所、児童養護施設など。

※24	社会教育施設	公民館、図書館、社会体育施設など社会教育を行うことを目的として設置された施設。生涯学習施設として位置づけられている。
※25	社会的企業	ソーシャルビジネス等、社会的課題の解決に向けた活動を行う企業。
※26	社会福祉協議会	地域社会の福祉向上を目的として組織される社会福祉法人。特に本市においては、自治会等が社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を構成する最小単位の組織となっており、社会福祉協議会と自治会等が不可分一体となって地域活動を推進している。
※27	住工混在	同一地域に住宅と工場とが混在していること。
※28	住民自治	「住民自治」とは、地方自治の基本となる考え方のひとつで、本来、首長や議員を選挙で選出するなど、住民の意思と責任に基づいて地方の行政を行うことである。ここでは、市民が身近な地域のまちづくりに対して、理解を深め参画することにより、市民が主体となって、より地域の実情に応じたまちづくりを進めていく考え方を意図している。
※29	就労支援機関	障害のある人の就労を支援するために、社会福祉法人、NPOなどが運営母体となり、作業所等で生活支援や就労・自立支援を行う機関。
※30	循環型社会	エネルギーや製品等の効率的な再利用等によって、天然資源の消費量が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。
※31	小地域福祉活動	身近な生活の場で、様々な困りごとや孤立した不安等に対応し、誰もが安心して生きがいのある地域づくりを目指して住民力が合わせ専門機関と協力しながら進める住民自身による自主的な活動。
※32	食育	「食」に関する知識とよい「食」を選ぶことができる力を得て、健全な食生活を送ることのできる人間を育てること。
※33	ストック	ここでいうストックとは、公共施設や住宅などの社会的資産としての都市基盤の蓄積のことをいう。
※34	生活保護受給者就労支援事業	生活保護受給者の自立を助長するために、福祉事務所の就労促進相談員がハローワーク等と連携して、就労に向けた各種支援を実施する事業。
※35	成熟社会	物質的な豊かさを求めて、量的拡大を追求してきた経済成長が終息に向かう中で、高い水準の物質文明の恩恵を享受しながらも、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する、平和で自由な社会。
※36	成年後見制度	認知症、知的障害等の理由により、自ら財産の管理や介護などのサービスの利用契約が難しい場合に保護・支援するための制度。
※37	生物多様性	自然生態系においてさまざまな生命が豊かに存在すること。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。
※38	世帯類型	世帯を世帯主と世帯員との関係で区分したもので、主に、単独世帯、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもの世帯、一人親と子どもの世帯に分けられる。
※39	操業環境	事業者が事業活動を行うために必要な条件や周辺環境。
※40	ソーシャルビジネス	環境問題や貧困等、様々な社会的課題を、ビジネスの手法を通じて解決しようとする活動。
※41	措置制度	法令に基づいて、福祉サービスを受ける要件を満たしているかの判断、また、そのサービスの開始・廃止を行政が決定する制度。
※42	男女共同参画	男女が性別にとらわれることなく社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき社会。
※43	地域資源	文化財をはじめとした歴史的、文化的価値のある建造物などの資産(地域資産)のほか、地域の人々や事業者の活動、自然など、まちづくりに関連すると考えられるものすべてを地域資源ととらえている。
※44	地域分権型社会	自分たちの住んでいる地域のことを、その地域のニーズや特性に応じて、自分たちでどのようにしていくかを決めていこうという考え方の社会。
※45	地域包括支援センター	地域の高齢者の保健・医療の向上、福祉の増進、権利擁護、虐待防止などを総合的に支援していく機関。
※46	地域福祉会議	地域住民を中心とした様々なメンバーによる話し合いを通じた地域の生活・福祉課題の発見・共有・解決策の検討やネットワークつながりづくりの場。

※47 地球温暖化	大気中の温室効果ガスの大気中濃度が高くなることにより、地球表面の大気や海洋の平均気温が上昇すること。
※48 地区計画	地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するため、建築物の形態規制、公共施設の配置など、その地区のきめ細かなルール等を定める都市計画制度の一つ。
※49 治水	洪水などの水害から人間の生命・財産・生活を守るために河川等の改良・保全等を行うこと。
※50 地方分権改革	国と地方自治体との間で役割分担を明確にし、地方自治体の自主性や自立性を高め、地方自治体が自らの判断と責任で行政を運営できるようにしようとする動き。
※51 提案型協働事業	地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方向の協働の取組を進めるため、市民と行政の協働事業をモデル的に実施する制度。
※52 低炭素型まちづくり	省エネルギーや太陽光などの再生可能エネルギーの活用などにより、二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスをできるだけ排出しないようなまちづくり。
※53 低未利用地	個々の土地の立地条件に対して、ふさわしい利活用がなされていない土地のこと。
※54 都市計画制度	都市計画法に基づいて、将来の土地利用や、道路、公園、下水道などの都市施設、市街地開発事業などの計画により、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る制度。
※55 都市計画道路	都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められた道路で、都市基盤整備の根幹をなすもの。
※56 都市美	歴史と文化がとけあった視覚的な美しさと、人びとの心のふれあいから醸し出される心の充実感など、都市にある自然と人工物と人間の三つの要素のかかりから生み出される美しさ。
※57 ドメスティック・バイオレンス(DV)	Domestic Violence。配偶者や恋人など親しい関係にある、又はあった者から振られる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含まれる。
※58 ノーマライゼーション	障害者、高齢者などが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。
※59 ハラスメント	嫌がらせ、いじめ。(英語では、苦しめること、悩ませること、迷惑の意。)
※60 バリアフリー	高齢者や障害者等が日常生活を送る上での障壁となるものを取り除くこと。
※61 ヒートアイランド現象	都市の気温が郊外よりも高くなる現象。
※62 ポータルサイト	検索サイトなど、インターネットにアクセスする際の入口となるウェブサイトのこと。
※63 マイノリティ	社会において、その属性が少数派に位置する者の立場やその集団、又は、数としては少数でなくても、社会的に弱い立場におかれている場合。
※64 マトリックス型	要素が縦横に格子状に並んでいる構造のこと。今回の総合計画においては、従来の「ツリー型」の施策体系と異なり、個々の施策を複数の「ありたいまち」と関連付けており、この様子を「マトリックス型」と表現したもの。
※65 密集市街地	道路や公園などが十分に整備されておらず、木造の建物が密集していて、災害が起きた時の危険度が高い市街地。
※66 見守り協力員・見守り推進員	高齢者の孤独死や高齢者世帯の介護疲れによる事故等を未然に防ぐため、見守りを希望する高齢者等に対して、地域ぐるみの見守り活動を行う体制。
※67 有効求人倍率	ハローワーク(公共職業安定所)に登録している求職者に対する求人数の割合。
※68 誘導居住面積	住生活基本法で示されている、世帯人数に応じた住宅規模の基準のひとつ。豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。
※69 ユニバーサルデザイン	あらゆる環境において、年齢、性別、身体状況等を問わず、すべての人が利用することができる製品、施設、情報のデザイン。

※70 用途地域	市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて12種類に分け、建物の用途等に関して一定の制限を加える制度。
※71 要保護児童	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でないと思われる児童。
※72 要保護児童対策地域協議会	児童福祉に関連する様々な機関の関係者で構成され、要保護児童の支援について必要な情報の共有や支援の内容に関する協議などを行うため、市町村が設置する協議会。
※73 ライフサイクルコスト	建物などの建設費用だけでなく、計画から運営、管理、解体までに必要な全体費用。
※74 ライフステージ	幼少期、青年期、壮年期など、生涯における各段階。
※75 療養給付	国民健康保険等の被保険者が病気やけがをしたときに、保険等で受けることができる治療のこと。診察、薬剤や治療材料の支給など。
※76 ワークショップ	テーマに基づき、参加者が話し合い等を通じて相互の意見を取り入れながら、全体としての考えをまとめる手法。

尼崎市のあらし

尼崎市は、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、大阪市と神戸市にはさまれた阪神広域圏に属しています。東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市、猪名川をはさんで豊中市、北は伊丹市、西は武庫川を境に西宮市と接しています。南は大阪湾に面しています。

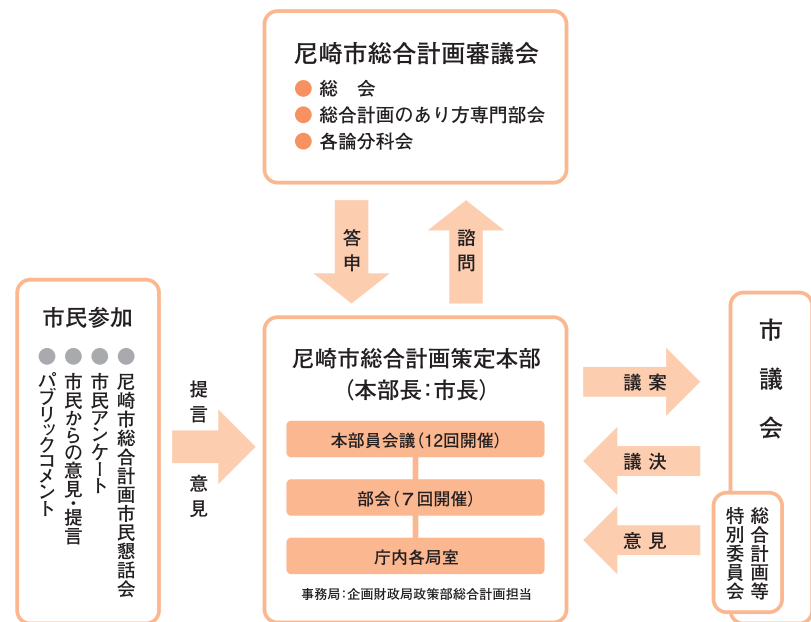
市域の大きさは、東西約8.3km、南北約11.4kmで、総面積50.2平方kmです。市域は丘ひとつない平坦な土地で、約30%にあたる地域が平均満潮位以下の低地盤となっており、ほぼ全域が市街化されています。

気候は瀬戸内海性気候に属し、概ね温暖であり、降水量は6月と9月が多いですが、全国的に見れば少ない地域です。

人口は、平成25年1月1日現在の推計で、450,142人(男219,229人、女230,913人)となっており、世帯数は210,939世帯です。

市制施行は大正5年(1916年)で、その後近隣村との合併や境界変更などを経て、昭和44年にはほぼ現在の市域を形成するに至っており、平成28年(2016年)には市制100周年を迎えます。

尼崎市総合計画策定の体制



尼崎市総合計画の策定経過

年月日	会議等	内容
平成21年 9月 2日	審議会 総会(第1回)	・尼崎市総合計画審議会の設置、会長の互選等 ・諮問 ・当面の審議会運営 ・現総合計画等について ・次期総合計画について
10月12日	審議会 専門部会(第1回)	・総合計画のあり方専門部会の設置 ・総合計画にかかるこれまでの本市の取組状況 ・まちづくりにおいて踏まえるべき社会潮流と本市の現状等 ・これからの総合計画が備えるべき要件 ・本市における今後のまちづくりにおいて重視する視点等
10月31日	審議会 総会(第2回)	・尼崎市における総合計画のあり方
11月29日	審議会 専門部会(第2回)	・総合計画審議会でのこれまでの主な意見
平成22年 1月13日	審議会 総会(第3回)	・中間答申(素案)
2月17日	審議会 専門部会(第3回)	・中間答申(案)
4月 2日	審議会 総会(第4回)	・新たな総合計画の策定に向けて
5月20日	審議会 中間答申	・中間答申(案)
8月 2日	審議会 専門部会(第4回)	・中間答申の手交
9月 3日	審議会 専門部会(第5回)	・新たな総合計画の骨格案
10月 8日	審議会 総会(第5回)	・総合計画の策定意義
11月11日	審議会 専門部会(第6回)	・新たな総合計画について
12月 8日	審議会 総会(第6回)	・新たな総合計画の骨格案 ・まちづくり構想(素案) ・まちづくり構想(案)
平成23年 2月14日	審議会 専門部会(第7回)	・まちづくり構想(案)
4月15日	審議会 総会(第7回)	・まちづくり基本計画の構成(案) ・まちづくり構想(案) ・まちづくり基本計画の構成(案)
7月 4日	審議会 専門部会(第8回)	・まちづくり構想(案)
7月27日	市議会 総合計画等特別委員会	・まちづくり基本計画の総論(素案) ・審議会における審議経過報告等
8月 3日	審議会 専門部会(第9回)	・まちづくり構想(案) ・まちづくり基本計画の総論(素案) ・まちづくり構想(案)
9月 5日	審議会 総会(第8回)	・まちづくり基本計画の総論(素案) ・各論分科会の設置
10月14日	市議会 総合計画等特別委員会	・審議会における審議状況の報告等
11月 8日	審議会 第2分科会(第1回)	・各論審議(都市基盤・消防・防災)
11月10日	審議会 第3分科会(第1回)	・各論審議(子ども・子育て支援・消費生活)
11月14日	審議会 第3分科会(第2回)	・各論審議(学校教育・生涯学習・人権尊重)
11月16日	審議会 第2分科会(第2回)	・各論審議(環境保全・住環境)
11月16日	審議会 第3分科会(第3回)	・各論審議(文化・交流・地域の歴史)
11月17日	審議会 第1分科会(第1回)	・各論審議(地域保健・医療保険・年金)
11月18日	審議会 第1分科会(第2回)	・各論審議(生活支援・障害者支援・高齢者支援)
11月24日	審議会 第1分科会(第3回)	・各論審議(地域コミュニティ・地域福祉)
11月29日	審議会 第2分科会(第3回)	・各論審議(地域経済の活性化・就労支援)
12月 2日	審議会 第1分科会(第4回)	・各論審議(指標)
12月17日	審議会 専門部会(第10回)	・まちづくり基本計画の総論(素案) ・各論修正の方向性について
12月22日	市議会 総合計画等特別委員会	・審議会における審議状況の報告等
12月27日	審議会 総会(第9回)	・まちづくり基本計画の総論(素案) ・各論修正の方向性について
平成24年 1月21日	審議会 第1分科会(第5回)	・各論審議(修正内容の確認)
1月23日	審議会 第3分科会(第4回)	・各論審議(修正内容の確認)
1月24日	審議会 第2分科会(第4回)	・各論審議(修正内容の確認)
2月10日	市議会 総合計画等特別委員会	・審議会における審議状況の報告等
2月10日	審議会 総会(第10回)	・尼崎市総合計画(案) ・都市像等の検討 ・答申(案)
4月 6日	審議会 総会(第11回)	・新たな総合計画を表すキャッチフレーズについて
4月17日	市議会 総合計画等特別委員会	・審議会における審議状況の報告等
4月27日	審議会 総会(第12回)	・答申(案)
5月 9日	審議会 答申	・答申の手交
5月24日	市議会 総合計画等特別委員会	・審議会答申の報告
6月 5日	市議会	・議案「尼崎市総合計画の策定について」の上程 ・総合計画審査特別委員会の設置
6月19日・20日	市議会 総合計画審査特別委員会	・議案審議
6月26日	市議会	・議決
6月26日	尼崎市総合計画の決定	

市民参画

市民アンケート

時期	内容	備考
平成22年 6月～7月	総合計画の策定にあたり、本市に対するイメージや行政への評価、今後のまちづくりの方向性などについて、市民の意識を調査。	対象：4,500人 回収数：2,116票 回収率：47.4%
平成24年 2月～3月	総合計画の進捗状況を計る指標のうち、市民意識等を用いるものについて、その基準値(初期値)を得るために調査。	対象：2,000人 回収数：945票 回収率：47.4%

(対象は、15歳以上を対象とした無作為抽出により実施)

尼崎市総合計画市民懇話会

時期	内容
平成21年8月～平成22年6月 (全16回)	公募による市民24人、学識経験者2人で構成。 市民の立場から「これからの尼崎のまちづくり」をテーマとして議論、意見交換。 提言「だから、あまがさき。」のとりまとめ。
平成23年9月～11月(全11回)	引き続き、まちづくり基本計画の各論について、市民の目線から議論、意見交換。

市民意見募集

時期	項目	内容	備考
平成22年7月～ 平成23年11月	今後のまちづくりに関する提言・意見の募集	総合計画の策定にあたり、今後の尼崎市のまちづくりに関する提言や意見を広く募集。	提出：15人 件数：26件
平成24年2月～3月	市民意見公募手続 (パブリックコメント)	総合計画(案)についての意見公募。	提出：4人 件数：30件

総合計画市民説明会(まちづくり大学あまがさき)

平成24年9月～11月 (全6回)	市内各地で、総合計画を紹介するとともに、毎回異なるテーマから将来に向けた尼崎のまちづくりについて考える市民講座を開催。 参加者数：のべ290人
----------------------	--

尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例

(平成24年3月27日尼崎市条例第19号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により尼崎市議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

- 本市のまちづくりの構想(まちづくり全般にわたる基本的な方向性を示したものをいう。)の策定、変更及び廃止
- 本市のまちづくりの基本計画(前号の構想を実現するための基本的な計画であって、本市行政の最上位のものをいう。)の策定、変更及び廃止

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

尼崎市総合計画審議会条例

(昭和52年10月6日尼崎市条例第42号)

(設置)

第1条 本市の総合計画に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議させるため、尼崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。
2 委員は、総合計画について知識経験を有する者及び市議会議員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長等)

第3条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
3 部会に部会長を置き、部会長は、当該部会に属する委

員のうちから会長が指名する。

4 第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)
1 この条例は、規則で定める日(昭和53年1月20日規則第2号により、昭和53年1月21日)から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成21年5月21日条例第19号)
この条例は、公布の日から施行する。

■ 尼崎市総合計画審議会委員名簿

委員名	役職・職業等
◇ 赤井 朱美	神戸親和女子大学 准教授
◇ 赤澤 宏樹	兵庫県立大学 准教授
荒木 伸子	尼崎市議会議員(平成23年8月24日まで)
磯田 雅司	尼崎市PTA連合会 会長(平成23年3月31日まで)
一谷 宣宏	尼崎体育協会 会長(平成23年3月31日まで)
稲垣 由子	甲南女子大学 教授
◎ 加藤 恵正	兵庫県立大学 教授
川中 大輔	市民公募委員
◇ 川向 肇	兵庫県立大学大学院 准教授
◇ 北村 亘	大阪大学大学院 准教授
蔵本 八十八	尼崎市議会議員(平成22年7月16日から23年2月25日まで)
小柳 久嗣	尼崎市議会議員(平成22年7月16日まで)
佐竹 隆幸	兵庫県立大学 教授
◇ 澤木 昌典	大阪大学大学院 教授
塩見 幸治	尼崎市議会議員(平成22年7月16日から)
白石 順	尼崎雇用対策協議会 会長
高岡 一郎	尼崎市議会議員(平成23年8月24日から)
高濱 黄太	尼崎市議会議員
辻 修	尼崎市議会議員
土谷 長子	京都光華女子大学 准教授
中村 治子	尼崎市総合計画市民懇話会(平成22年7月16日から)
長村 和美	市民公募委員
西田 昌子	尼崎市総合計画市民懇話会(平成22年7月16日まで)
野山 恭一	尼崎市総合計画市民懇話会(平成22年7月16日まで)
濱名 陽子	関西国際大学 教授
林 久博	尼崎市PTA連合会 会長(平成23年8月24日から)
東田 清治	尼崎市社会福祉協議会 理事
○◆ 久 隆浩	近畿大学 教授
◇ 弘本 由香里	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所 特任研究員
藤池 俊	兵庫県立尼崎青少年創造劇場 ビックロシアター 相談役(平成23年8月24日から)
松村 ヤス子	尼崎市議会議員(平成22年7月16日まで)
丸岡 鉄也	尼崎市議会議員(平成23年8月24日から)
安田 雄策	尼崎市議会議員
山本 起世子	園田学園女子大学 教授
山本 正信	尼崎市総合計画市民懇話会
吉岡 健一郎	尼崎市議会議員(平成22年11月5日まで)
吉田 修	尼崎商工会議所 会頭
義村 玉朱	尼崎市議会議員(平成23年8月24日から)
渡辺 真理	尼崎市総合計画市民懇話会(平成22年7月16日から)

◎印は会長 ○印は会長代理 (敬称略/50音順)
◆印は総合計画のあり方専門部会長 ◇印は総合計画のあり方専門部会員

■ 尼崎市総合計画審議会の各論分科会

	第1各論分科会	第2各論分科会	第3各論分科会
所管する 施策分野	<ul style="list-style-type: none"> ●地域保健 ●医療保険・年金 ●生活支援 ●障害者支援 ●高齢者支援 ●地域コミュニティ ●地域福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市基盤 ●消防・防災 ●環境保全・創造 ●住環境 ●地域経済の活性化 ●就労支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援 ●生活安全 ●学校教育 ●生涯学習 ●人権尊重 ●文化・交流 ●地域の歴史
委員名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 赤井 朱美 稲垣 由子 北村 亘 塩見 幸治 東田 清治 久 隆浩 山本 起世子 義村 玉朱 渡辺 真理 	<ul style="list-style-type: none"> 赤澤 宏樹 加藤 恵正 佐竹 隆幸 ○ 澤木 昌典 白石 順 高濱 黄太 辻 修 丸岡 鉄也 山本 正信 吉田 修 	<ul style="list-style-type: none"> 川中 大輔 川向 肇 高岡 一郎 土谷 長子 中村 治子 長村 和美 濱名 陽子 林 久博 ○ 弘本 由香里 藤池 俊 安田 雄策

○印は分科会長

(敬称略/50音順)

諮 問 書

尼崎市総合計画審議会
会 長 様

尼都政第2150号
平成21年9月2日

尼崎市長
白 井 文

総合計画について(諮問)

近年の少子高齢化の進行、国・地方の財政状況の悪化、また、昨年来の世界的な景気後退等により、地方自治体を取り巻く状況は非常に厳しく、本市においては更なる行財政改革の取組が求められる一方で、地方分権改革の進展に伴い、より地域の実情に応じた地域主体のまちづくりを進めることが必要とされています。

こうした情勢の中で、来年度、第2次基本計画がその計画年限を迎えるに当たり、今後の本市のまちづくりの方向とそれを実現するための方策について、広範な意見をもとに審議して頂きたく、貴審議会に本市の総合計画に関する次の事項について諮問いたします。

- 1 総合計画のあり方について
- 2 次期基本計画の策定等について

以 上

諮問の趣旨

本市では、平成3年11月に議決した、21世紀の四半世紀(2025年(平成37年))までを期間とする「基本構想」及び、そのもとに「基本計画」を策定し、現在は第2次基本計画(計画期間:平成13年度から平成22年度)に基づき、各分野における具体的な施策展開を行ってきました。

こうした中、現計画期間中に、財政再建団体への転落が危惧される厳しい財政状況に直面したことから、行財政改革に力点を置いた取組を進め、その危機は脱したものの、財政構造を改善するまでには至らず、引き続き財政基盤の確立に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、昨年秋以降の世界同時不況の影響から、より一層の収支不足が見込まれるなど、早期健全化団体への転落も危惧される状況にあります。

一方、本市では地域社会で共に支える仕組みづくりなど住民自治基盤の確立にも努めているところですが、人口減少社会の到来、少子高齢化の一層の進行、地球環境問題の顕在化や地方分権改革の進展などの社会潮流を踏まえながら、より地域の実情に応じた地域主体のまちづくりを進めることが必要とされています。

このように、これまで総合計画を策定してきた時代と比べますと、社会経済情勢の変化が激しく、背景にあるものは明らかに大きく異なっており、中長期的なまちづくりを考えていくことが非常に難しい状況に置かれています。

来年度、第2次基本計画がその計画年限を迎え、次期基本計画の検討を進める必要がありますが、計画の策定に当たりましては、具体的な計画案の審議に先立って、現基本構想を含めて、総合計画をどのようなものにするべきかといった、「総合計画のあり方」について根本的な部分から考える必要があります。

このような背景を踏まえ、広範な意見のもとにご審議いただき、「総合計画のあり方」について一定の方向性をお示しいただいた後に、「次期基本計画の策定等」についてご審議いただきたく、貴審議会に諮問するものです。

答 申 書

平成24年5月9日

尼崎市長
稲村 和美 様

尼崎市総合計画審議会
会長 加藤 恵正

総合計画について(答申)

平成21年9月2日に市長から諮問のありました総合計画について、平成22年5月20日の「総合計画のあり方」にかかる中間答申の後、引き続き、「次期基本計画の策定等」について、本審議会で慎重に審議を行った結果、別冊のとおり答申します。

以 上

総合計画の策定にあたり、これからのまちづくりを進めていくために、みんなで共有できるキャッチフレーズを、平成24年9月29日から平成24年11月26日の間、広く公募しました。その結果、1,693件の応募があり、次のとおり選出しました。

最優秀賞

ひと咲き まち咲き あまがさき

総合計画に基づくまちづくりのキャッチフレーズです。

特別賞

目覚メヨ、アマリアルチカラ

人や企業をはじめとしたたくさんの尼崎の財産、まだ十分に知られていない魅力も含めた、尼崎の「リアルなチカラ」、さらには、まだ眠っている可能性、発揮できていない「アマリアルチカラ」をみんなで出し合って、活気あるまちづくりを進めていきましょう。そんなまちづくりを応援する言葉として、特別賞に選出しました。

優秀賞

募集に際しては市内の小中学生から多数の応募をいただき、その中から優秀賞を選出しました。

あいさつでみんなが仲よし尼崎	小園小学校	5年生
ささえあうみんなが笑顔の尼崎	武庫東小学校	4年生
七転び八起きをいかすまち	武庫東小学校	4年生
未来にひきつぐ尼崎	武庫南小学校	5年生
みんなしあわせあまがさき	成徳小学校	1年生

尼崎市総合計画

発行 平成25年3月

尼崎市 企画財政局政策部

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話 06-6489-6147

FAX 06-6489-6793

URL <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>